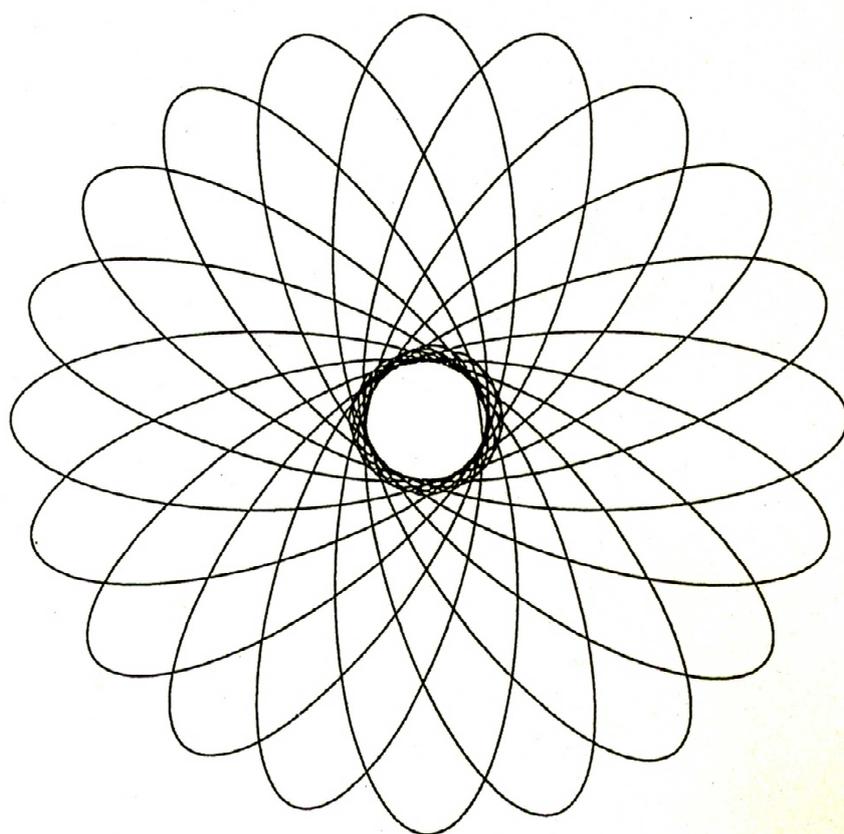


野田市の国保

令和5年度版
(令和4年度実績)



市民生活部 国保年金課



市の木 けやき
(昭和45年10月17日指定)



市の花 つつじ
(昭和60年5月3日指定)



市の鳥 ひばり
(昭和60年5月3日指定)

野田市の概要

1 地理的概要

野田市は、千葉県の北西部に位置し、都心から直線にして30キロメートル圏内にあります。南北に細長く、東は利根川を境に茨城県と、西は江戸川を隔てて埼玉県に、南は利根運河をほぼ境界にして柏・流山の両市に接しています。河川に囲まれた地形から、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、古くから醤油醸造業を中心に発展してきた「まち」です。

2 市域の変遷

昭和25年5月3日 野田町、旭村、梅郷村、七福村を合併、市制を施行

昭和32年4月1日 川間村、福田村を合併

平成15年6月6日 関宿町を合併、現市域となる

3 行政区画図



目 次

1 野田市国民健康保険のあゆみ	1
2 事務機構および事務分掌	2 1
3 国民健康保険運営協議会	
(1) 国民健康保険運営協議会の構成	2 4
(2) 令和4年度国民健康保険運営協議会開催状況	2 4
(3) 歴代国民健康保険運営協議会委員	2 5
4 被保険者	
(1) 国民健康保険加入状況	2 9
(2) 被保険者の内訳	2 9
(3) 外国人加入状況	3 0
(4) 年齢（5歳階層）別国保加入状況	3 1
(5) 被保険者の異動状況	3 2
5 保険給付	
(1) 保険給付の種類	3 4
(2) 保険給付の状況	3 6
(3) 高額療養費の支給状況	4 2
(4) 出産育児一時金・葬祭費の推移	4 5
(5) 傷病手当金の支給状況	4 5
◇ 国保医療費分析	4 6
6 国保財政	
(1) 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算	4 5
(2) 令和4年度国民健康保険特別会計決算の状況	4 8
(3) 国民健康保険財政調整基金の状況	5 0
7 国民健康保険料	
(1) 国民健康保険料の概要	5 5

(2) 国民健康保険料(税)の徴収状況	59
(3) 国民健康保険料の徴収方法別徴収状況	60
(4) 国民健康保険料(税)軽減世帯の推移	61
(5) 国民健康保険料(税)応能応益割合の推移	62
(6) 国民健康保険料(税)額と保険給付の推移	62

※ 本書は、令和4年度決算に基づき作成しておりますが、法改正に伴う条例の改正等一部に令和5年度に実施したのもも反映しています。

1 野田市国民健康保険のあゆみ

野田市国民健康保険のあゆみ

年 月 日	事 項	医療費改定
昭和		
25. 5. 3	◇市制施行 ◇旧旭村（東部地区）、旧七福村（北部地区）の国保制度を市に移管	
26. 4. 1	◇国保条例施行（対象地域は上記2地区のみ） ・保険料を基準税額により15等級に分け資力割（現所得割）6、人頭割（現均等割）2、平等割2を基準に賦課 ・助産費 300円、保育手当金 50円（月額）の6か月、葬祭費 300円	
4. 25	◇国保条例を一部改正 ・国保運営協議会（以下「国保運協」）委員の定数 ①被保険者代表4人、②療養機関代表2人、③公益代表4人を①4人、②3人、③3人とし、それぞれの半数を毎年委嘱することに	
27. 4. 1	◇国保条例を一部改正 ・全て5割負担に ・保険料額（資力割額 233円～2,256円、平等割額 176円、人頭割額30円）	
28. 4. 1	◇国保条例を一部改正 ・保険料額（資力割額 181円～1,656円、平等割額 168円、人頭割額 28円）	
12. 22	◇議員発議による国保条例の一部改正案を議決 ・適用地域を一部地域から市全域に改めようとするもの	
29. 4. 1	◇国保条例を施行 ・旧条例を廃止し、市全域を対象に ・国保運協委員の定数 ①被保険者代表6人、②療養機関代表5人、③公益代表5人	
30. 7. 1	◇国保条例を一部改正 ・被保険者の範囲に外国人を加える ・保険証を「受診証」に ・療養費の支給範囲を条文化 ・保険料の賦課方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式に ・保険料の限度額を新設し「2万円」	
31. 5. 28	◇国保条例を一部改正 ・「療養の給付」の表現字句を改正	
32. 4. 1	◇国保の特例に関する規約（以下「国保特例規約」）を施行 ・川間、福田両村合併に伴い、合併前の野田市に福田地区内の被保険者を加える ・国保運協委員の定数 ①被保険者代表7人、②療養機関代表6人、③公益代表7人	
9. 7	◇国保条例を廃止（国保特例規約の制定に伴い） ◇川間農業協同組合（組合長理事・染谷誠外17名）から「川間地区を野田市国保に加えて欲しい」との請願書が提出される	

年 月 日	事 項	医療費改定
32. 10. 1	◇国保特例規約を一部改正 ・保険料限度額を「2万円」→「3万円」	
12. 17	◇川間農業協同組合からの請願を採択	
33. 4. 1	◇国保条例を施行 ・対象（適用）地域を（現）市全域に ・国保運協委員の定数 ①被保険者代表8人、②療養機関代表7人、③公益代表7人 ・保険料限度額を「3万円」→「5万円」 ・納期を「4期」→「6期」	
10. 1	◇国民健康保険法の制定に伴う国民健康保険事業の応急措置に関する条例を施行 ※ 新法（34.1.1）と市条例の間で若干のそごを来すことから新条例制定までの間、応急措置とするもの ・療養の範囲（往診・入診時の寝具設備、歯科診療時の補つなど加える） ・居住期間による給付制限を定める ・初診料が給付の対象	医療費改定 8.5%引上げ
34. 1. 1	◇国保条例を施行 ・助産費、葬祭費とも「1,000円」に、保育手当金を廃止	
4. 1	◇国保税条例を施行 ・保険料から保険税に ・税額の軽減制度を新設	
35. 10. 1	◇国保税条例を一部改正 ・納税義務の発生、消滅などの期日の取り扱いを改正（国保に加入した月の翌月から課税していたものを、加入した月とし、喪失の場合も喪失の月まで課税を、喪失の前月までに）	
36. 4. 1	○国民皆保険制度が発足 ◇国保税条例を一部改正 ・経過規定（34.4.1～36.3.31）、療養の給付の範囲の特例、給付の制限の削除	
7. 1		医療費改定 12.5%引上げ
12. 1		医療費改定 （総医療費で）2.3%引上げ
37. 9. 1	◇国保条例を一部改正（37.4.1から適用） ・助産費、葬祭費とも「1,000円」から「2,000円」に	
38. 9. 16	◇被保険者とならない者を規定する条文新設（養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所している人は被保険者とならないことに）	
12. 19	◇国保税条例を一部改正（38年度分から適用） ・低所得被保険者に対し6割、4割の軽減制度を設ける 4割軽減基準額「15,000円」に。 軽減額 6割軽減 均等割額 190円（1人） 平均割額 540円（1世帯） 4割軽減 均等割額 130円（1人） 平均割額 360円（1世帯）	
39. 4. 1	◇国保条例を一部改正 ・育児手当金を新設（被保険者が出産した場合、その出産児を育てた時は、育児した者に対して「1,200円」を支給）	

年 月 日	事 項	医療費改定
39. 9. 19	◇国保税条例を一部改正（39年度分から適用） ・ 4割軽減基準額「15,000円」→「20,000円」 ・ 軽減額 6割軽減 均等割額「190円」→「200円」 平等割額「540円」→「550円」 4割軽減 均等割額（据置き） 平等割額「360円」→「370円」	
40. 1. 1 4. 14	◇国保税条例を一部改正（40年度分から適用） ・ 課税方式を従来どおり「ただし書方式」を継続しようとするもの（地方税法の改正により、市町村民税が本文方式に一本化されたが、国保税はなお従来どおり「ただし書き方式」で課税することとし条文を改正）	医療費改定 9.5%引上げ
8. 17	◇国保税条例を一部改正 ・ 所得税法の改正により、賦課の対象となる前年所得を「旧所得税法」による算出と改める ・ 4割軽減基準額「20,000円」→「25,000円」 ・ 軽減額 6割軽減 均等割額「200円」→「250円」 4割軽減 均等割額「130円」→「170円」	
11. 1		薬価基準改定 4.5%引下げ 技術料の改定 3%引上げ
41. 6. 18	◇国保税条例を一部改正（41年度分から適用） ・ 「旧所得税法」を「所得税法」に改めた外、字句の改正 ・ 健保、共済等国保以外の保険から国保の被保険者となった場合の月割課税の明確化	
8. 10	◇国保税条例を一部改正（同上） ・ 賦課割合および税率の改正	
9. 14	◇国保税条例を一部改正（同上） ・ 4割軽減基準額「25,000円」→「30,000円」 ・ 軽減額 6割軽減 均等割額「250円」→「290円」 4割軽減 均等割額「170円」→「200円」	
9. 19	◇国保税条例を一部改正 ・ 「雑則」（財産の管理）を削除	
42. 4. 1	◇国保税条例の一部を改正 ・ 国保運協委員の定数 被保険者代表、療養機関代表、公益代表7人を5人	
7. 13	◇国保税条例を一部改正（42年度分から適用） ・ 減額措置の算定基礎控除加算額を改正 ・ 4割軽減基準額「30,000円」→「40,000円」	
10. 1 12. 1		薬価基準改定10.2%引下げ 医療費改定（引上げ） 医科 7.68 % 歯科12.65 %
43. 4. 1	◇国保税条例を一部改正 ・ 所得割額算定の基礎となる所得から「退職所得金額」を削る	
10. 8	◇（現）国保税条例を制定（43.11.1から施行） ・ 全文改正 ・ 一部負担金10分の3（7割給付）	

年 月 日	事 項	医療費改定
44. 1. 1 8. 29	◇ (現) 国保税条例を制定 (43. 10. 8公布) ・ 限度額 5 万円 (据置き) ・ 税率 所得割額「1.77/100」、資産割額「24.3/100」 均等割額 900円 (1 人)、平等割額 1,940円 (1 世帯) ・ 4 割軽減基準額「40,000円」→「45,000円」 ・ 軽減額 6 割軽減 均等割額「290円」→「408円」 平等割額「650円」→「900円」 4 割軽減 均等割額「200円」→「272円」 平等割額「440円」→「600円」	薬価基準改定 5.6%引下げ
45. 2. 1	◇国保税条例を一部改正 (44年度分から適用) ・ 4 割軽減基準額「45,000円」→「50,000円」 ・ 軽減額 6 割軽減 均等割額「408円」→「540円」 平等割額「900円」→「1,170円」 4 割軽減 均等割額「272円」→「360円」 平等割額「600円」→「780円」	医療費改定 (引上げ) 医科 8.77% 歯科 9.73%
3. 25 7. 1	◇国保条例を一部改正 (45年度分から適用) ・ 助産費「2,000円」→「5,000円」	医療費改定 (引上げ) 医科 0.97%
8. 1 8. 8	◇国保税条例を一部改正 (45年度分から適用) ・ 税率 所得割額「1.77/100」→「2/100」 資産割額「24.3/100」→「20/100」 ・ 年度途中で納税義務が発生又は消滅したときの納期を給付書に定めるところによる、と規定 (第 8 条の 2) ・ 4 割軽減基準額「50,000円」→「65,000円」	薬価基準改定 3%引下げ
46. 3. 30	◇国保条例を一部改正 (46年度分から適用) ・ 「高齢者療養付加金」制度を新設 (70歳以上を対象とした老人医療の無料化で、一部負担金 (3 割) 相当額を立替払いにより医療機関の窓口で支払い、後日「付加金」として交付することに) ・ 助産費「5,000円」→「10,000円」 ・ 葬祭費「2,000円」→「3,000円」 ・ 育児手当金「1,200円」→「2,000円」	
8. 28	◇国保税条例を一部改正 ・ 課税限度額「50,000円」→「80,000円」 ・ 4 割軽減基準額「65,000円」→「80,000円」	
47. 2. 1	◇国保条例を一部改正 ・ 「付加金」制度を廃止 (高齢者の一部負担金の立替払を廃止し、保険者が直接医療機関に一部負担相当額を支払うことに)	医療費改定 (引上げ) 医科 13.7% 歯科 13.7% 薬局 6.54%

年 月 日	事 項	医療費改定
47. 4. 1	◇国保条例を一部改正 ・被保険者に外国人を加える（韓国、朝鮮、中国の国籍を有する人を被保険者に）	
6. 21	◇国保税条例を一部改正 ・4割軽減基準額「80,000円」→「90,000円」	
12. 23	◇国保条例を一部改正（48.1.1から適用） ・老人福祉法の一部改正により、老人医療費の支給が国の制度において支給されることに伴い、条文を改正したもの（老人福祉法の改正に伴う支給対象者は70歳以上の人で、その人及び配偶者又は扶養義務者の所得が政令で定める額以上の場合は対象外となるが、当市の場合、所得制限をとらず、70歳以上の老人全て無料に）	
48. 6. 30	◇国保税条例を一部改正 ・4割軽減基準額「90,000円」→「100,000円」	
10. 5	◇国保税条例を一部改正 ・税率 所得割額「2.0/100」→「2.4/100」 資産割額「20.0/100」→「24.0/100」 均等割額「900円」→「1,080円」 平等割額「1,940円」→「2,280円」 ・軽減額6割軽減額 均等割額「540円」→「650円」 平等割額「1,170円」→「1,370円」 4割軽減額 均等割額「360円」→「440円」 平等割額「780円」→「920円」 ・「国保税の減免」を加える（第13条の2）	
49. 2. 1		医療費改定（引上げ） 医科 19.0% 歯科 19.9% 調剤 8.5% 薬価基準改定 3.5%引下げ
4. 6	◇国保条例を一部改正（49年度分から適用） ・葬祭費「3,000円」→「5,000円」 ・育児手当金「2,000円」→「3,000円」 ・高額療養費を新設（自己負担金 30,000円） * 高額療養費支給制度は、48年9月の国会で健康保険法が一部改正され、国保においても高額療養費の支給が義務付けられた。しかし、各保険者の財政事情を勘案し一定の猶予期間をおくこととした。法的には50年10月1日から実施となっているが、社会保険は48年10月から、さらに県下二、三の市でも48年12月から実施していることに鑑み、それらの事情を参酌し、49年4月1日から実施することとした	
6. 27	◇国保条例を一部改正 ・老人医療の支給が、新たに設けられた「老人医療の支給に関する条例」の中に包括されるため、老人医療関係条文を削除（老人医療関係費用の支弁を国保会計から一般会計へ移行）	

年 月 日	事 項	医療費改定
49. 7. 10	◇国保税条例を一部改正（49年度分から適用） ・課税限度額「80,000円」→「120,000円」 ・擬制世帯主に対する資産割を世帯主の分のみ減額 ・4割軽減基準額「100,000円」→「110,000円」 ・「みなし法人課税を選択した場合に係る国保税の課税の特例」「土地譲渡等に係る事業所得等に係る国保税の課税の特例」を加える	
9. 24	◇国保税条例を一部改正（49年度分から適用） ・税率 所得割額「2.4/100」→「3.0/100」 資産割額「24.0/100」→「33.0/100」 均等割額「1,080円」→「1,320円」 平等割額「2,280円」→「2,760円」 ・軽減額6割軽減 均等割額「650円」→「800円」 平等割額「1,370円」→「1,660円」 4割軽減 均等割額「440円」→「530円」 平等割額「920円」→「1,110円」	
10. 1		医療費改定（引上げ） 医科 16.0% 歯科 16.2% 調剤 6.6% 薬価基準改定 1.6%引下げ
50. 4. 1	◇国保条例を一部改正 ・助産費「10,000円」→「20,000円」	
7. 10	◇国保特別会計財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例を制定 ◇国保条例を一部改正 ・助産費「20,000円」→「23,000円」 ・育児手当金を廃止	
9. 22	◇国保税条例を一部改正（50年度分から適用） ・税率 所得割額「3.0/100」→「4.0/100」 資産割額「33.0/100」→「46.0/100」 均等割額「1,320円」→「1,800円」 平等割額「2,760円」→「3,840円」 ・4割軽減基準額「110,000円」→「130,000円」 ・みなし法人課税の期間を56年度まで延長（46～51を50～56に）	
11. 5	◇国保条例を一部改正 ・高額療養費給付制度の条文削除（48年12月、任意給付の形で発足し、本市では49年4月に条例化し実施してきたが、50年9月30日国保法の改正により法定給付になったことから、重複を避けるため当該条文を削除）	
51. 4. 1		医療費改定（引上げ） 医科 9.0% 調剤 4.9%
8. 1		医療費改定（引上げ） 歯科 9.6%

年 月 日	事 項	医療費改定
51. 9. 27	◇国保税条例を一部改正（51年度分から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額「120,000円」→「150,000円」 ・税率 所得割額「4.0/100」→「4.7/100」 資産割額「46.0/100」→「50.0/100」 均等割額「1,800円」→「3,660円」 平等割額「3,840円」→「4,470円」 ・4割軽減基準額「130,000円」→「140,000円」 ・軽減額6割軽減 均等割額「800円」→「1,080円」 平等割額「1,660円」→「2,310円」 4割軽減 均等割額「530円」→「720円」 平等割額「1,110円」→「1,540円」 	
10. 13	◇国保条例を一部改正（51年度分から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・助産費「23,000円」→「40,000円」 ・葬祭費「5,000円」→「10,000円」 	
52. 4. 1	◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・（従来課税されていた）被保険者でない世帯主（擬制世帯主）に係る所得割額、資産割額及び均等割額をそれぞれ課税対象外に ・課税限度額「150,000円」→「170,000円」 ・4割軽減基準額「140,000円」→「150,000円」 ◇国保協力員規則（35年規則第5号）を廃止	
9. 28	◇国保税条例を一部改正（52年度分から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・4割軽減基準額「150,000円」→「160,000円」 ・軽減額6割軽減 均等割額「1,080円」→「2,200円」 平等割額「2,310円」→「2,850円」 4割軽減 均等割額「720円」→「1,470円」 平等割額「1,540円」→「1,900円」 	
53. 2. 1		医療費改定（引上げ） 医科 9.3% 歯科 12.5% 調剤 1.6%
4. 1	◇国保条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・助産費「40,000円」→「60,000円」 ・葬祭費「10,000円」→「20,000円」 ◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額「170,000円」→「190,000円」 ・4割軽減基準額「150,000円」→「160,000円」 	
7. 10	◇国保条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・同一の出産につき、被用者保険から助産費に相当する給付がなされる場合、国保からの給付は行なわないことに 	
54. 4. 1	◇国保条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・助産費「60,000円」→「80,000円」 ・葬祭費「20,000円」→「30,000円」 ◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額「190,000円」→「220,000円」 ・4割軽減基準額「160,000円」→「165,000円」 	
55. 3. 29	◇国保条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・助産費「80,000円」→「100,000円」 ・葬祭費「30,000円」→「50,000円」 	

年 月 日	事 項	医療費改定
	◇国保税条例を一部改正 ・本算定一本化に伴い1・2期分の納期を改正（1期 4.1～4.30 → 7.1～7.31、2期 7.1～7.31 → 8.1～8.31） ◇昭和55年度分国民健康保険税の特例に関する条例を制定 ・税率 所得割額「4.70/100」→「4.46/100」 資産割額「50.0/100」→「47.5/100」 均等割額「3,660円」→「3,480円」 平等割額「4,740円」→「4,500円」 ・軽減額6割軽減 均等割額「2,090円」 平等割額「2,700円」 4割軽減 均等割額「1,400円」 平等割額「1,800円」	
55. 4. 1	◇国保税条例を一部改正 ・課税限度額「220,000円」→「240,000円」 ・4割軽減基準額「165,000円」→「170,000円」 ・みなし法人課税の適用期間を「59年度まで」に5か年延長	
56. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 ・被保険者の取り扱い、往診料の規定等実態に即しない事項の削除 ◇国保税条例の一部改正 ・長期譲渡所得に係る特例を56年度以降も適用することに	
4. 1	◇国保税条例を一部改正 ・課税限度額「240,000円」→「260,000円」 ・4割軽減基準額「170,000円」→「175,000円」 ・6割軽減の特例を設ける（基準額23万円、附則第33条）	
6. 1		医療費改定（引上げ） 医科 8.4% 歯科 5.9% 調剤 3.8% 薬価基準改定18.6%引下げ
57. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 ・助産費「100,000円」→「120,000円」 ・葬祭費「50,000円」→「60,000円」	
4. 1	◇国保税条例を一部改正 ・課税限度額「260,000円」→「270,000円」 ・4割軽減基準額「175,000円」→「180,000円」 ・6割軽減の特例「230,000円」→「240,000円」	
57. 8. 12. 25	◇医療費通知（56年度分）を実施 ◇国保税条例を一部改正 ・老人保健法が施行されることに伴い、老人保健法の規定により医療を受けられる人を被保険者から除外 ・罰則の過料「2,000円」→「20,000円」	
58. 1. 1 3. 30	◇国保税条例を一部改正 ・全ての外国人（外国人登録をしている人）を被保険者に	薬価基準改定 4.9%引下げ

年 月 日	事 項	医療費改定
58. 4. 1	◇国保税条例を一部改正 ・税率 均等割額「3,660円」→「5,490円」 平等割額「4,740円」→「7,110円」 ・軽減額6割軽減 均等割額「2,200円」→「3,294円」 平等割額「2,850円」→「4,266円」 4割軽減 均等割額「1,470円」→「2,196円」 平等割額「1,900円」→「2,844円」	
59. 3. 1	◇国保税条例を一部改正 ・課税限度額「270,000円」→「280,000円」 ・4割軽減基準額「180,000円」→「185,000円」	
3. 31	◇国保条例を一部改正 ・助産費「120,000円」→「150,000円」 ・葬祭費「60,000円」→「70,000円」	医療費改定（引上げ） 医科 3.0% 歯科 1.1% 調剤 1.0% 薬価基準改定16.6%引下げ
4. 1	◇国保税条例を一部改正 ・課税限度額「280,000円」→「320,000円」 ・4割軽減基準額「185,000円」→「190,000円」 ・6割軽減特例基準額「240,000円」→「260,000円」	
9. 29	◇国保条例を一部改正 ・健康保険法の改正により退職者医療制度の新設（10月1日から施行）に伴い、退職被保険者及びその被扶養者の一部負担金の割合を改正	
12. 25	◇国保税条例を一部改正 ・みなし法人課税を選択した場合にかかる課税の特例を「昭和64年度」まで5年間延長	
60. 3. 1		医療費改定（引上げ） 医科 3.5% 歯科 2.5% 調剤 0.2%
3. 31	◇国保税条例を一部改正 ・課税限度額「320,000円」→「350,000円」 ・税率 均等割額「5,490円」→「7,500円」 平等割額「7,110円」→「10,000円」	
61. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 ・4割軽減基準額「190,000円」→「195,000円」 ◇国保条例を一部改正 ・国保運協委員に「被用者保険等保険者を代表する委員」（1人）を加え、定数を16人に ◇国保税条例を一部改正 ・軽減額6割軽減 均等割額「3,294円」→「4,500円」 平等割額「4,266円」→「6,000円」 4割軽減 均等割額「2,196円」→「3,000円」 平等割額「2,844円」→「4,000円」	

年 月 日	事 項	医療費改定
61. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額「350,000円」→「370,000円」 ・4割軽減基準額「195,000円」→「200,000円」 ・6割軽減特例基準額「260,000円」→「270,000円」 ◇国民健康保険納税指導員に関する要綱制定 ◇高額療養費貸付基金条例施行 	医療費改定（引上げ） 医科 2.5% 歯科 1.5% 調剤 0.3% 薬価基準改定 5.1%引下げ
62. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ◇国保税条例を一部改正（62年度分から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・税率 所得割額「4.7/100」→「5.2/100」 均等割額「7,500円」→「9,750円」 平等割額「10,000円」→「13,000円」 ◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額「370,000円」→「390,000円」 ・4割軽減基準額「200,000円」→「205,000円」 ・6割軽減特例基準額「270,000円」→「280,000円」 	
6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ◇国保条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・国保法の一部改正に伴い悪質滞納者に対する罰則規定を改正 	
63. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額「390,000円」→「400,000円」 ・4割軽減基準額「205,000円」→「210,000円」 ・軽減額6割軽減 均等割額「4,500円」→「5,850円」 平等割額「6,000円」→「7,800円」 4割軽減 均等割額「3,000円」→「3,900円」 平等割額「4,000円」→「5,200円」 ・超短期所有土地の譲渡等に係る事業税所得等について国保税の課税の特例を適用 	
4. 1		医療費改定（引上げ） 医科 3.8% 調剤 1.7% 薬価基準改定10.2%引下げ
6. 1		医療費改定（引上げ） 歯科 1.0%
7. 28	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民健康保険税に関する申告 地方税法の改正により給与支払報告書又は公的年金支払報告書に改正（元年度分から適用） 	
平成 元. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ◇国保税条例を一部改正（元年度から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額「400,000円」→「420,000円」 ・4割軽減基準額「210,000円」→「215,000円」 ・65歳以上の被保険者の公的年金等の所得から「170,000円」の控除 	
4. 1		医療費改定（引上げ） 医科 0.8% 歯科 0.32% 調剤 1.5% 薬価基準改定 2.4%引下げ

年 月 日	事 項	医療費改定
元. 9. 30	◇国保条例を一部改正（2年度から適用） ・株式等の譲渡に係る個人の所得について、国保税の課税の特例を適用	
2. 4. 1		医療費改定（引上げ） 医科 4.0% 歯科 1.4% 調剤 1.9% 薬価基準改定 9.2%引下げ
3. 3. 26	◇国保条例を一部改正（3年度から適用） ・保健施設事業に「はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術」を加える	
3. 30	◇国保条例を一部改正（3年度から適用） ・4割軽減基準額「215,000円」→「220,000円」	
4. 3. 31	◇国保条例を一部改正（4年度から適用） ・助産費「150,000円」→「240,000円」 ・葬祭費「70,000円」→「100,000円」 ◇国保条例を一部改正（4年度から適用） ・課税限度額「420,000円」→「440,000円」 ・4割軽減基準額「220,000円」→「225,000円」 ・税率 資産割額「50.0/100」→「40.0/100」	
4. 1		医療費改定（引上げ） 医科 5.4% 歯科 2.7% 調剤 1.9% 薬価基準改定 8.1%引下げ (実質引下げ率 2.5%)
5. 3. 31	◇国保条例を一部改正（5年度から適用） ・課税限度額「440,000円」→「460,000円」 ・4割軽減基準額「225,000円」→「230,000円」	
4. 1	◇短期被保険者証交付取扱要領を制定 国保税滞納世帯に対し、短期被保険者証を交付	
6. 3. 31	◇国保条例を一部改正（6年度から適用） ・課税限度額「460,000円」→「480,000円」 ・4割軽減基準額「230,000円」→「235,000円」 ◇国保税滞納者対策実施要綱を制定 悪質滞納者に対し、資格証明書を交付（短期被保険者証交付取扱要領の廃止）	
4. 1	◇市税等徴収補助員設置規程を制定 徴収補助員を導入（国の収納率向上特別対策事業の対象となる 国民健康保険納税に関する要綱の廃止）	医療費改定（引上げ） 医科 5.2% 歯科 2.3% 調剤 2.1% 薬価基準改定 2.1%引下げ (実質引下げ率 2.7%)
9 . 30	◇国保条例を一部改正（10.1から適用） ・助産費「240,000円」→「300,000円」 ・名称を出産育児一時金に変更 * 食事療養費を新設	

年 月 日	事 項	医療費改定
6. 10. 1		医療費改定 (引上げ) 医科 1.7% 歯科 0.2% 調剤 0.1% (実質引上げ率 1.5%)
7. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 (7年度から適用) ・税率 所得割額「5.2/100」→「7.2/100」 均等割額「9,750円」→「13,500円」 平等割額「13,000円」→「16,000円」 ・課税限度額「480,000円」→「520,000円」 ・4割軽減基準額「235,000円」→「240,000円」	
8. 3. 31 4. 1	◇国保税条例を一部改正 (8年度から適用)	医療費改定 (引上げ) 医科 3.6% 歯科 2.2% 調剤 1.3% 薬価基準改定 6.8%引下げ (実質引上げ率 0.8%)
9. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 (9年度から適用) ・税率 所得割額「7.2/100」→「7.4/100」 資産割額「40.0/100」→「30.0/100」 均等割額「13,500円」→「17,500円」 平等割額「16,000円」→「19,000円」 ・課税限度額「520,000円」→「530,000円」	
4. 1	◇納期を「6回」→「8回」	医療費改定 (引上げ) 医科 1.31% 歯科 0.75% 調剤 1.15% 薬価基準改定4.4%引下げ (実質引上げ率0.38%)
9. 1 10. 4. 1	◇外来薬剤一部負担制度	医療費改定 (引上げ) 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.7%
12. 4. 1	◇介護保険制度施行 ・税率 所得割額「0.32/100」(本則「0.87/100」) 均等割額「2,500円」(本則7,700円)	医療費改定 1.9%引上げ 薬価基準改定 1.7%引下げ (実質引上げ率 0.2%)
13. 4. 1	◇国保税条例を一部改正 ・介護税率 所得割額「0.65/100」(本則「0.87/100」) 均等割額「5,770円」(本則7,700円)	
10. 1 14. 4. 1	◇出産費資金貸付基金条例施行	医療費改定 (引下げ) 医科 1.3% 歯科 1.3% 調剤 1.3% 薬価基準改定 1.4%引下げ
9. 30	◇国保条例を一部改正 ・一部負担金 3歳未満 10分の3 → 10分の2 70歳以上一定所得者 10分の1 → 10分の2	

年 月 日	事 項	医療費改定
	◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税への一本化に伴い申告義務が免除される者の範囲を見直し ・上場株式の譲渡損失のうち、その年に控除しきれない金額を翌年以降3年間にわたり株式等に係る譲渡所得金額から控除できることとする（15年度から適用） ・給与所得特別控除を廃止、公的年金特別控除を廃止、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用並びに長期譲渡所得等の適用（15年度から適用） 	
15. 6. 6	◇野田市と関宿町が合併 <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に限り旧市町の税率を適用 野田市 医療分－所得割「7.4/100」、資産割「30/100」 均等割「17,500円」、平等割「19,000円」 介護分－所得割「0.87/100」、均等割「7,700円」 関宿町 医療分－所得割「8.9/100」、資産割「40/100」 均等割「23,000円」、平等割「24,000円」 介護分－所得割「1.10/100」、均等割「12,000円」	
16. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物の譲渡所得について、長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止（17年度から適用） 	
4. 1	◇国保年金課に賦課収納部門を統合	医療費改定 据え置き 薬価基準改定 1.0%引下げ
17. 3. 29	◇国保税滞納者対策実施要綱を廃止	
4. 1	◇国保年金課に老人医療部門を統合	
18. 3. 31	◇国保税条例を一部改正（18年度から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・介護分課税限度額「80,000円」→「90,000円」 	
4. 1		医療費改定 1.36%引下げ 薬価基準改定 1.8%引下げ
9. 29	◇国保条例を一部改正（10.1から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金 国民健康保険法第42条を引用することとする ・出産育児一時金「300,000円」→「350,000円」 ・葬祭費「100,000円」→「50,000円」 	
19. 3. 19	◇国民健康保険出産育児一時金の受取代理に関する規則制定（H19. 4. 1 施行）	
3. 30	◇国保税条例を一部改正（19年度から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・税率 所得割額「7.4/100」→「8.2/100」 資産割額「30/100」→「15/100」 均等割額「17,500円」→「21,500円」 課税限度額「530,000円」→「560,000円」 ・介護税率 所得割額「0.87/100」→「1.40/100」 均等割額「7,700円」→「11,500円」 	
12. 27	◇国保税条例を一部改正（H20. 4. 1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法に年金からの特別徴収を追加 	

年 月 日	事 項	医療費改定
20. 3. 31	◇国保条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・国保連協委員から「被用者保険等保険者を代表する委員」を削除 (H27. 4. 1 施行) ・保健事業に特定健康診査等を追加 ・葬祭費にかかる被用者保険との給付調整を追加 ◇国保税条例を一部改正 (20年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・医療分の税率から後期高齢者支援分を区分 医療分－所得割額 「6. 45/100」 均等割額 「15, 500円」 支援分－所得割額 「1. 75/100」 均等割額 「 6, 500円」 ◇はり、きゅう、あん摩等施設利用規則を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の被保険者になるときは、その月までの月数に2を乗じて得た枚数の利用券を交付するよう改正 ◇特定健康診査に関する要綱を制定 (20年度から適用)	
4. 1		医療費改定 0. 38%引上げ
4. 30	◇国保税条例を一部改正 (20年度から適用)	薬価基準改定 1. 2%引下げ
4. 30	◇国保税条例を一部改正 (20年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・医療分課税限度額 「470, 000円」 ・支援分課税限度額 「120, 000円」 	
12. 25	◇国保条例を一部改正 (1. 1から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金について、産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産に対して「30, 000円」を限度に加算支給する規定を追加 	
21. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 (21年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・医療分 所得割額 「6. 45/100」 → 「6. 66/100」 資産割額 「15/100」 → 「7. 5/100」 均等割額 「15, 500円」 → 「18, 600円」 ・支援分 所得割額 「1. 75/100」 → 「1. 8/100」 均等割額 「6, 000円」 → 「7, 300円」 ・介護分 課税限度額 「90, 000円」 → 「100, 000円」 ◇はり、きゅう、あん摩等施設利用規則を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・市給付金 利用券1枚 「1, 000円」 → 「800円」 	
6. 30	◇国保税条例を一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当所得に係る課税の特例の創設 ・上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算を創設 (H22. 1. 1から適用) ・土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 (H22. 4. 1から適用) ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例を改正 (H23. 1. 1から適用) 	
9. 30	◇国保条例を一部改正 (H21. 10. 1から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金について、H21. 10. 1からH23. 3. 31までの間に出産したときは、第6条第1項中「35万円」とあるものを「39万円」とする附則を追加 	

年 月 日	事 項	医療費改定
22. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 (22年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・医療分 所得割額「6.66/100」→「7.16/100」 資産割額「7.5/100」→「5/100」 均等割額「18,600円」→「26,200円」 平等割額「19,000円」→「25,000円」 課税限度額「470,000円」→「500,000円」 ・支援分 所得割額「1.8/100」→「1.84/100」 均等割額「7,300円」→「10,000円」 課税限度額「120,000円」→「130,000円」 ・介護分 所得割額「1.4/100」→「1.5/100」 均等割額「11,500円」→「12,200円」 ・軽減割合「6・4割軽減」→「7・5・2割軽減」 	
4. 1		医療費改定 1.55%引上げ 薬価基準改定 1.36%引下げ
23. 3. 31	◇国保条例を一部改正 (23年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金「350,000円」→「390,000円」 ◇国保税条例を一部改正 (23年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・医療分 課税限度額「500,000円」→「510,000円」 ・支援分 課税限度額「130,000円」→「140,000円」 ・介護分 課税限度額「100,000円」→「120,000円」 	
9. 30	◇国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱を制定 (H23.10.1施行)	
24. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 (24年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例(附則第19号)を追加 	
4. 1		医療費改定 1.38%引上げ 薬価基準改定 1.38%引下げ
25. 3. 27	◇国保条例を一部改正 (25年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員の内1人以上は公募に応じた市民とするよう改正 	
3. 30	◇国保税条例を一部改正 (25年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に、その後3年間(特定継続世帯)4分の1減額する規定を追加 特定継続世帯の平等割額 18,750円 (2割軽減世帯) 13,125円 (5割軽減世帯) 9,375円 (7割軽減世帯) 3,750円 	
26. 3. 31	◇国保税条例を一部改正 (26年度から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・支援分 課税限度額「140,000円」→「160,000円」 ・介護分 課税限度額「120,000円」→「140,000円」 ・2割軽減の所得算定 被保険者数×「350,000円」→ 被保険者数×「450,000円」 ・5割軽減の所得算定の被保険者数に世帯主を含める 	
4. 1		医療費改定 0.73%引上げ 薬価基準改定 0.63%引下げ
12. 25	◇国保条例を一部改正 (H27.1.1から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金「390,000円」→「404,000円」 	

年 月 日	事 項	医療費改定
27. 1. 1	◇自己負担限度額の適用区分の改定 A・B・Cの3区分からア・イ・ウ・エ・オの5区分へ変更となる ・ア基礎控除後の総所得が901万円超の世帯 限度額252,600円 医療費が842,000円を超えた場合 252,600円＋（医療費-842,000円）×1% 4回目以降 140,100円 ・イ基礎控除後の総所得が600万円超901万円以下の世帯 限度額167,400円 医療費が558,000円を超えた場合 167,400円＋（医療費-558,000円）×1% 4回目以降 93,000円 ・ウ基礎控除後の総所得が210万円超600万円以下の世帯 限度額80,100円 医療費が267,000円を超えた場合 80,100円＋（医療費-267,000円）×1% 4回目以降 44,400円 ・エ基礎控除後の総所得が210万円以下の世帯 限度額57,600円 4回目以降 44,400円 ・オ非課税世帯 限度額35,400円 4回目以降 24,600円 食事標準負担額 90日まで 210円 過去12か月で91日以上入院 160円	
3. 31	◇国保税条例を一部改正（27年度から適用） ・医療分 課税限度額 「510,000円」→「520,000円」 ・支援分 課税限度額 「160,000円」→「170,000円」 ・介護分 課税限度額 「140,000円」→「160,000円」 ・2割軽減の所得算定 被保険者数×「450,000円」→ 被保険者数×「470,000円」 ・5割軽減の所得算定 被保険者数×「245,000円」→ 被保険者数×「260,000円」	
12. 24	◇国保税条例を一部改正（H28. 1. 1から適用） 附則第1項に次のただし書を加える。 ただし、附則第16項の改正規定（「配当所得」を「利 子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） は、平成28年1月1日から施行する。	
28. 3. 31	◇国保税条例を一部改正（28年度から適用） ・医療分 課税限度額 「520,000円」→「540,000円」 ・支援分 課税限度額 「170,000円」→「190,000円」 ・2割軽減の所得算定 被保険者数×「470,000円」→ 被保険者数×「480,000円」 ・5割軽減の所得算定 被保険者数×「260,000円」→ 被保険者数×「265,000円」	
4. 1	◇入院時食事療養費標準負担額の改定 一般所得の入院時食事療養費標準負担額 一食 260円→一食 360円	医療費改定 0.49%引上げ 薬価基準改定 1.22%引下げ

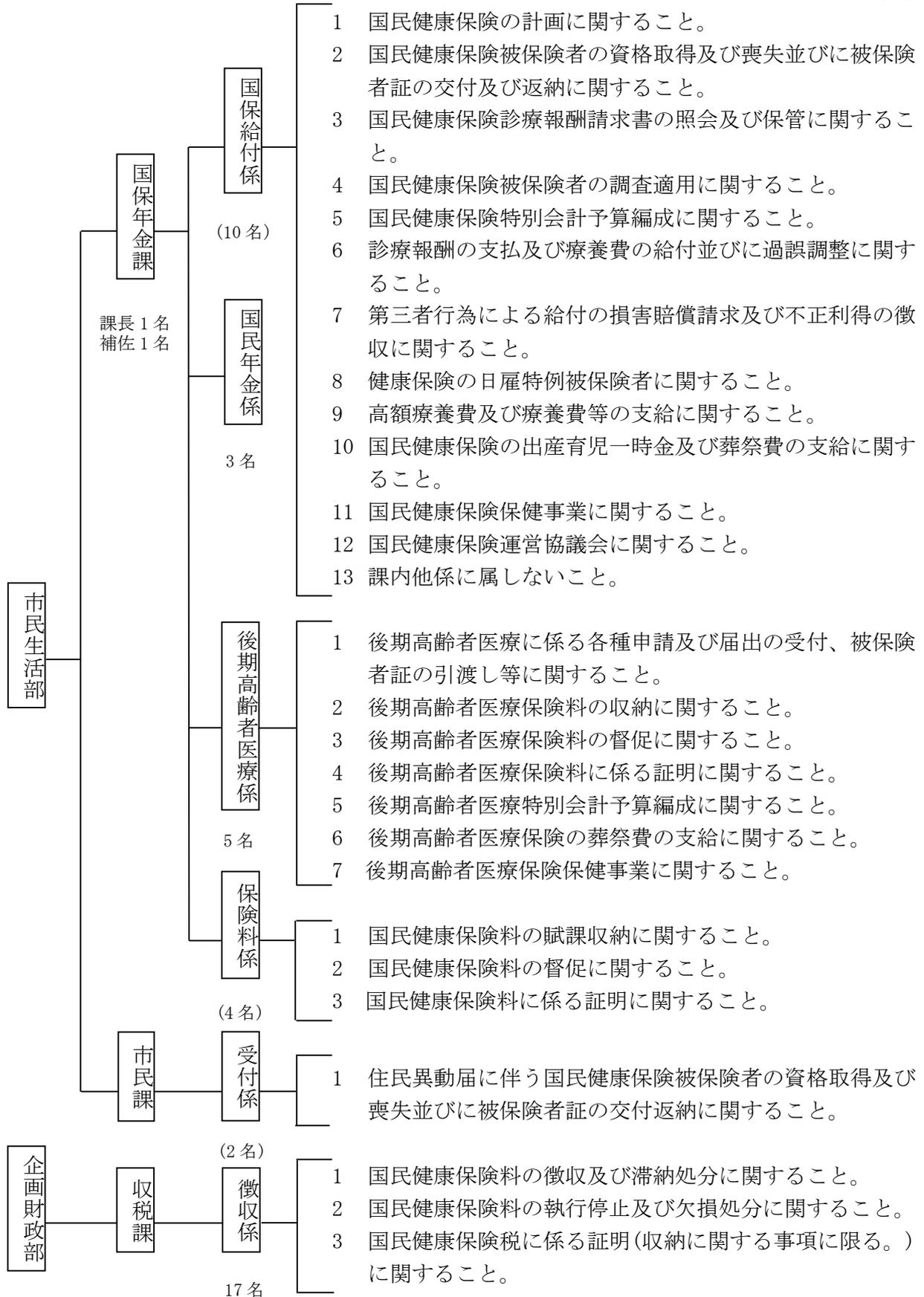
年 月 日	事 項	医療費改定
28. 6. 6	◇国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱を一部改正 免除を受けられる世帯主の収入等を生活保護基準に100分の110をかけた金額とし、猶予を免除基準に100分の110をかけた金額とした。	
7. 29	◇国保条例を一部改正（29年度から適用） ・被保険者を代表する委員の内2人以上は公募に応じた市民とするよう改正	
12. 20	◇国保税条例を一部改正 特例適用利子等又は特例適用配当等に係る所得を総所得金額に含めて、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定を行う。	
29. 3. 31	◇国保税条例を一部改正（29年度から適用） ・2割軽減の所得算定 被保険者数×「480,000円」→被保険者数×「490,000円」 ・5割軽減の所得算定 被保険者数×「265,000円」→被保険者数×「270,000円」	
8. 1	◇70歳以上の自己負担限度額の変更 ・現役並み所得者 外来 57,600円 ・一般 外来 14,000円 入院・世帯単位 57,600円	
30. 3. 29	◇国保条例を一部改正 ・「野田市が行う国民健康保険」を「本市が行う国民健康保険の事務」に変更 ・国民健康保険運営協議会委員の定数変更 被保険者を代表する委員 5人→4人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人→4人 公益を代表する委員 5人→4人 被用者保険等被保険者を代表する委員 0人→1人 ◇税方式→料方式に変更し、国保条例に記載を追記（あわせて、30年度から適用分の保険料率等の改正） ・医療分 所得割額「7.16/100」→「5.5/100」 資産割額「5/100」→廃止 均等割額「26,200円」→「14,000円」 平等割額「25,000円」→「34,000円」 課税限度額「540,000円」→「580,000円」 ・支援分 所得割額「1.84/100」→「2.75/100」 均等割額「10,000円」→「11,800円」 ・介護分 所得割額「1.5/100」→「2.24/100」 均等割額「12,200円」→「13,300円」 ・2割軽減の所得算定 被保険者数×「490,000円」→被保険者数×「500,000円」 ・5割軽減の所得算定 被保険者数×「270,000円」→被保険者数×「275,000円」	医療費改定 0.55%引上げ 薬価基準改定 1.65%引下げ 材料価格 0.09%引下げ
4. 1	◇国保税条例を廃止 ◇国民健康保険制度改革（国民健康保険の広域化開始） ・都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険の運営を担う ・都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国民健康保険の運営に中心的な役割を担い、制度を安定化	

年 月 日	事 項	医療費改定
30. 5. 31	◇入院時の食事代の標準負担額 一般 460 円 ◇健康ポイント事業実施に関する要綱を制定 ・H30. 4. 1 から適用 ◇人間ドック検査費用の助成に関する規則を制定 ・H30. 4. 1 から適用 ◇はり、きゅう、あん摩等の施術に関する規則を一部改正 ・H30. 4. 1 から適用 ◇特定健康診査に関する要綱を一部改正 ・H30. 6. 1 施行 ◇若者健康診査に関する規則を制定 ・H30. 6. 1 施行	
30. 8. 1	◇70 歳以上の自己負担限度額の変更 ・現役並み所得者が 1 区分から 3 区分に変更 III（課税所得 690 万円以上）限度額 252, 600 円 4 回目以降 140, 100 円 II（課税所得 380 万円以上）限度額 167, 400 円 4 回目以降 93, 000 円 I（課税所得 145 万円以上）限度額 80, 100 円 4 回目以降 44, 400 円 ・一般 外来 18, 000 円	
31. 3. 26	◇国保条例を一部改正（31 年度から適用） 保険料率等の改正 ・医療分 所得割額「5. 5/100」→「5. 55/100」 均等割額「14, 000円」→「10, 800円」 平等割額「34, 000円」→「25, 800円」 賦課限度額「580, 000円」→「610, 000円」 ・支援分 所得割額「2. 75/100」→「2. 9/100」 均等割額「11, 800円」→「12, 100円」 ・介護分 所得割額「2. 24/100」→「2. 07/100」 均等割額「13, 300円」→「11, 900円」 ・2割軽減の所得算定 被保険者数×「500, 000円」→ 被保険者数×「510, 000円」 ・5割軽減の所得算定 被保険者数×「275, 000円」→ 被保険者数×「280, 000 円」 ◇人間ドック検査費用の助成に関する規則を一部改正 ・H31. 4. 1 施行 ◇はり、きゅう、あん摩等の施術に関する規則を一部改正 ・H31. 4. 1 施行 ◇特定健康診査に関する要綱を一部改正 ・H31. 4. 1 施行	
31. 3. 28	◇一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱を一部改正	医療費改定 0. 41%引上げ 薬価基準改定 0. 51%引下げ 材料価格 0. 03%引上げ
令和 2. 3. 26	◇国保条例を一部改正（2 年度から適用） 保険料率等の改正 ・医療分 均等割額「10, 800円」→「9, 000円」 平等割額「25, 800円」→「24, 600円」 賦課限度額「610, 000円」→「630, 000円」 ・支援分 所得割額「2. 9/100」→「2. 82/100」 均等割額「12, 100円」→「11, 600円」 ・介護分 所得割額「2. 07/100」→「2. 36/100」	

2 事務機構および事務分掌

事務機構および事務分掌

(令和5年4月1日現在)



※()内は国保会計支弁職員数

3 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会

(1) 国民健康保険運営協議会の構成

(令和5年4月1日現在)

区 分	氏 名	委嘱年月日	備 考
被 保 険 者 を 代 表 す る 委 員	田 中 保 夫	令和4年4月1日	
	前 田 憲 二	〃	
	田 中 輝 男	〃	
	木 村 安 雄	〃	
保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 を 代 表 す る 委 員	谷 口 勲	〃	
	児 玉 雅 仁	〃	
	山 本 園 子	〃	
	稲 富 佐 斗 子	〃	
公 益 を 代 表 す る 委 員	小 林 幸 男	〃	◎会長
	高 橋 早 苗	〃	
	有 賀 ヒメ子	〃	
	松 本 純 子	〃	○会長職務代行者
被用者保険等保険 者を代表する委員	牧 万 博	〃	

(2) 令和4年度国民健康保険運営協議会開催状況

回	開催月日	審 議 内 容
第1回 (書面)	8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び会長職務代行者の選出について ・令和3年度野田市国民健康保険特別会計決算見込みについて ・令和4年度野田市国民健康保険特別会計予算(案)について ・令和4年度の国民健康保険運営協議会スケジュール等について
第2回 (書面)	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市国民健康保険保健事業について ・令和5年度野田市国民健康保険料等について ・令和4年度野田市国民健康保険特別会計補正予算について
第3回	1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度野田市国民健康保険料等について ・野田市国民健康保険条例の一部改正について ・令和5年度野田市国民健康保険特別会計予算(案)について

(3) 歴代国民健康保険運営協議会委員

(敬称略)

☆ 被保険者を代表する委員

染谷三男	S26.4	～	S29.3
戸邊金平	S26.4	～	S27.3
渡邊浅吉	S26.4	～	S29.3
	S30.7	～	S34.6
中村貞次郎	S26.4	～	S36.4
中島重吉	S27.4	～	S29.3
染谷長三郎	S29.4	～	S32.3
岡田利助	S29.4	～	S31.3
井上静二	S29.6	～	S36.3
染谷光之助	S29.6	～	S31.6
吉岡清吉	S30.4	～	S34.3
色川義之助	S31.7	～	S40.3
戸邊政治郎	S32.4	～	S34.3
金剛寺八太郎	S32.5	～	S40.3
相島基武	S33.4	～	S40.3
川島庄治	S34.4	～	S40.3
高梨正則	S34.4	～	S40.3
地曳由松	S36.4	～	S37.3
飯塚重五郎	S36.5	～	S40.3
青木國三朗	S38.4	～	S40.3
吉田藤治	S40.4	～	S42.3
及川達男	S40.4	～	S42.3
中野賢造	S40.4	～	S42.3
望月よし	S40.4	～	S42.3
増田金之助	S40.4	～	S42.3
	S49.1	～	S52.3
染谷万蔵	S40.4	～	S46.3
山崎甚之助	S40.4	～	S42.3
内田伊之吉	S42.4	～	S52.3
大塚義雄	S42.4	～	S52.3
戸辺治三郎	S42.4	～	S48.12
古橋徳治	S42.4	～	S50.11
海老原静夫	S46.4	～	S52.3
石井新市	S51.2	～	S52.3
植竹甚之助	S52.4	～	H7.3
岡田晟一	S52.4	～	H7.3
染谷義寛	S52.4	～	H7.3
浜野武七	S52.4	～	S54.3
藤井喜代次	S52.4	～	S54.3
張替佐助	S54.4	～	S60.3

間中梅吉	S54.4	～	60.3
野嶋忠雄	S60.4	～	H7.3
勝田新蔵	S60.8	～	H7.3
遠藤一彦	H7.4	～	H21.3
櫻田久美	H7.4	～	H17.3
竹塚敏子	H7.4	～	H15.5
田中成章	H7.4	～	H19.3
平井孝夫	H7.4	～	H17.3
遠郷英雄	H15.6	～	H23.3
遠藤美和子	H17.4	～	H25.3
小森啓子	H17.4	～	H27.3
中村ちひろ	H19.4	～	H31.3
遠藤正	H21.4	～	H31.3
直井治	H23.4	～	H31.3
上原なか	H25.7	～	H27.3
渡邊康子	H27.4	～	H29.3
石原和子	H27.4	～	H31.3
岡田邦子	H29.4	～	R4.3
前田憲二	H31.4	～	
田中輝男	H31.4	～	
木村安雄	H31.4	～	
田中保夫	R4.4		

☆ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

戸邊亮三郎	S26.4	～	S29.3
	S29.7	～	S33.6
小張志郎	S26.4	～	S38.3
山崎信四郎	S26.4	～	S36.3
立沢晋	S29.4	～	S43.1
土屋玖二	S29.4	～	S36.3
谷口勘次郎	S32.5	～	S36.3
中山宇英	S33.4	～	S33.1
秋山不二男	S34.4	～	S36.3
坂本敏	S33.1	～	S36.3
張谷光太郎	S36.4	～	S37.7
根本博	S36.4	～	S58.3
下重正誠	S36.4	～	S44.3
茂木覚一	S36.4	～	S40.3
鈴木博	S36.4	～	S62.3
岡田友治	S38.4	～	S44.3
杉崎行三	S38.4	～	S42.3
渡辺豊	S40.4	～	S42.3

石井高宗	S44.4	～	S62.3			S57.7	～	S61.5
仁平富之	S44.4	～	H元.1			H12.8	～	H14.7
茂木茂	S44.2	～	S47.7	中村辰之助		S29.1	～	S33.3
草間隆	S47.7	～	H元.3			S44.4	～	S46.3
門倉萩郎	S58.4	～	H元.3	川島建正		S53.7	～	S55.7
岡田功	S62.4	～	H9.3	細井竹三郎		S30.7	～	S34.3
谷口壽雄	S62.4	～	H元.3			S34.6	～	S42.3
岡司	H元.1	～	H13.3	横島多造		S31.7	～	S41.7
茂木健司	H元.4	～	H3.3	新村勝雄		S32.5	～	S37.4
山縣正夫	H元.4	～	H13.3	西山博		S32.5	～	S34.5
飯塚克夫	H3.4	～	H7.3	新井良助		S33.7	～	S34.6
牧壽次	H3.4	～	H7.3	石井宗治		S33.7	～	S39.7
西村允志	H5.4	～	H27.3	内田芳蔵		S33.7	～	S41.7
横田和夫	H7.4	～	H11.3	増田哲男		S33.7	～	S41.7
			H23.4	山崎昶一		S34.6	～	S40.3
			～	～		～	～	～
新村與平	H9.4	～	H17.3	岩佐勇二		S38.4	～	S44.3
林亮二	H11.4	～	H15.3	岡田四郎		S40.4	～	S41.7
小澤克之助	H13.4	～	H21.3			S45.7	～	S46.3
金本秀之	H13.4	～	H27.3	戸邊保太郎		S40.4	～	S41.7
草間博	H15.4	～	H23.3	染谷由三郎		S41.7	～	S44.3
関根通子	H17.4	～	H31.3	色川義之助		S41.7	～	S42.3
丹保佳夫	H21.4	～	H25.3			S44.4	～	S45.4
谷口勲	H25.4	～		針ヶ谷直次		S41.7	～	S42.3
児玉雅仁	H27.4	～		畑山義文		S41.7	～	S44.3
西村光子	H27.4	～	H29.3	古橋利夫		S41.7	～	S42.3
山本園子	H29.4	～		荒川喜男		S42.4	～	S44.3
稻富佐斗子	H29.4	～				S55.7	～	S44.3
				鹿毛清美		S45.3	～	S45.6
				増田近治郎		S44.4	～	S45.3
				野本新作		S44.4	～	S45.3
				鹿毛清美		S45.3	～	S45.6
				戸邊真平		S45.7	～	S46.3
						S48.4	～	S51.8
				増田重光		S45.7	～	S46.3
				岡田芳三郎		S46.4	～	S51.8
				小池富蔵		S46.4	～	S48.3
				染谷正一		S46.4	～	S48.3
				遠藤重一		S48.4	～	S55.7
				白旗福次		S48.4	～	S49.5
				斉藤弘		S49.7	～	S51.8
				石山友幸		S51.9	～	S53.5
				鈴木美津子		S51.9	～	S59.7
						S61.7	～	S63.7

☆公益を代表する委員

井上静二	S26.4	～	S29.3					
小川美雄	S26.4	～	S27.3					
	S29.6	～	S29.11					
杉下衛一	S26.4	～	S29.5					
加藤喜一	S27.4	～	S29.3					
高崎武千代	S29.4	～	S29.5					
寺田時治	S29.4	～	S29.11					
藤井久右エ門	S29.6	～	S34.3					
	S44.4	～	S45.6					
茂木長次郎	S29.6	～	S30.4					
	(林蔵)							
増田金之助	S29.6	～	S33.3					
染谷茂	S29.12	～	S31.6					
	S46.4	～	S48.3					

	H2.7	～	H4.7	高橋早苗	R4.4	～	
	H6.6	～	H7.3	☆ 被用者保険等保険者を代表する委員			
	H8.7	～	H10.6	石塚英夫	S61.4	～	H2.3
	H12.8	～	H14.7		H9.4	～	H14.4
中島剛一	S51.9	～	S59.7	米島金次	H4.8	～	H9.3
栗原正夫	S53.7	～	S55.7	岸努	H14.4	～	H20.3
染谷司	S55.7	～	H16.7	神保慎一	H20.4	～	H27.3
田中浅男	S55.7	～	S57.5	牧万博	H31.4	～	
高原光雄	S57.6	～	S61.5				
中村正	S57.6	～	S59.7				
大橋広志	S59.8	～	S61.5				
菅野三雄	S59.8	～	H2.5				
秋田仁	S61.7	～	H18.5				
竹内恵津子	S61.7	～	H6.5				
長南博邦	S63.8	～	H2.5				
藤井浩	H2.7	～	H4.7				
	H8.7	～	H10.6				
江村祐三	H4.8	～	H6.5				
龍野利夫	H4.8	～	H6.5				
戸辺栄一	H6.6	～	H8.7				
松本睦男	H6.6	～	H14.7				
藤井正	H7.6	～	H8.7				
	H10.7	～	H12.7				
	H14.7	～	H16.7				
木村光雄	H10.7	～	H18.5				
金子博美	H14.7	～	H18.5				
池田利秋	H16.7	～	H18.5				
竹内美穂	H16.7	～	H18.5				
青木フミ江	H18.8	～	H25.3				
今成登志男	H18.8	～	H23.3				
松尾武昌	H18.8	～	H23.8				
松本純子	H18.8	～	H25.3				
	H31.4	～					
光岡重子	H18.8	～	H25.3				
柳久之	H23.4	～	H31.3				
渡邊隆	H23.1	～	H31.3				
古山まり子	H25.4	～	H31.3				
竹澤浩美	H25.4	～	H31.3				
田中かよ子	H25.4	～	H31.3				
小林幸男	H31.4	～					
太田央子	H31.4	～	R4.3				
有賀ヒメ子	H31.4	～					

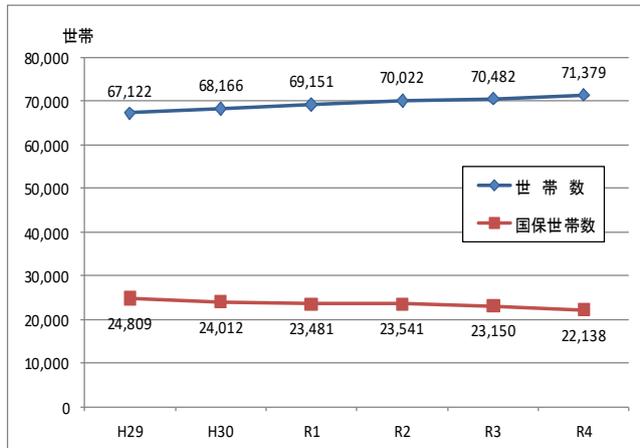
4 被 保 險 者

被 保 険 者

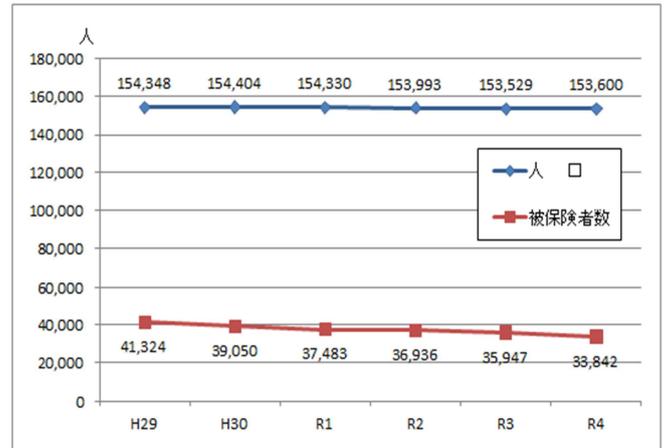
(1) 国民健康保険加入状況（年度末現在）

年 度	世 帯 数	人 口	国 民 健 康 保 険				
			世 帯 数	加 入 率 %	被 保 険 者 数	加 入 率 %	年 間 平 均 被 保 険 者 数
平成29	67,122	154,348	24,809	37.0	41,324	26.8	42,688
30	68,166	154,404	24,012	35.2	39,050	25.3	40,507
令和元	69,151	154,330	23,481	34.0	37,483	24.3	38,484
2	70,022	153,993	23,541	33.6	36,936	24.0	37,353
3	70,482	153,529	23,150	32.8	35,947	23.4	36,731
4	71,379	153,600	22,138	31.0	33,842	22.0	35,233

加入世帯数の推移



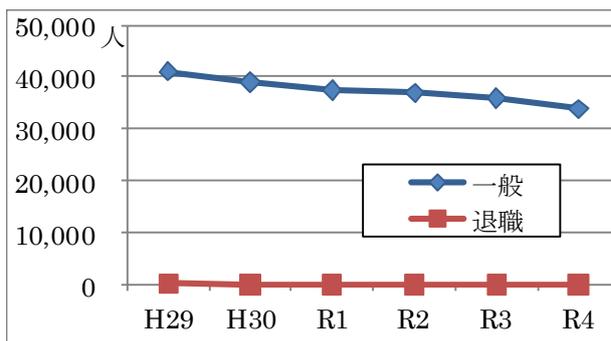
加入被保険者数の推移



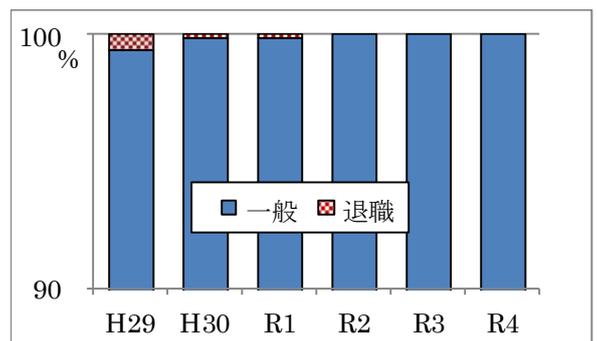
(2) 被保険者の内訳

年 度	一 般 被 保 険 者			退 職 被 保 険 者			年 度 末 合 計 (人)
	年 度 末		年 間 平 均 (人)	年 度 末		年 間 平 均 (人)	
	被 保 険 者 数 (人)	加 入 率 (%)		被 保 険 者 数 (人)	加 入 率 (%)		
平成 29	41,066	99.4	42,233	258	0.6	455	41,324
30	39,002	99.9	40,351	48	0.1	156	39,050
令和元	37,480	99.9	38,457	3	0.1	27	37,483
2	36,936	100.0	37,353	0	0.0	0	36,936
3	35,947	100.0	36,731	0	0.0	0	35,947
4	33,842	100.0	35,233	0	0.0	0	33,842

加入被保険者内訳の推移



被保険者構成比の推移



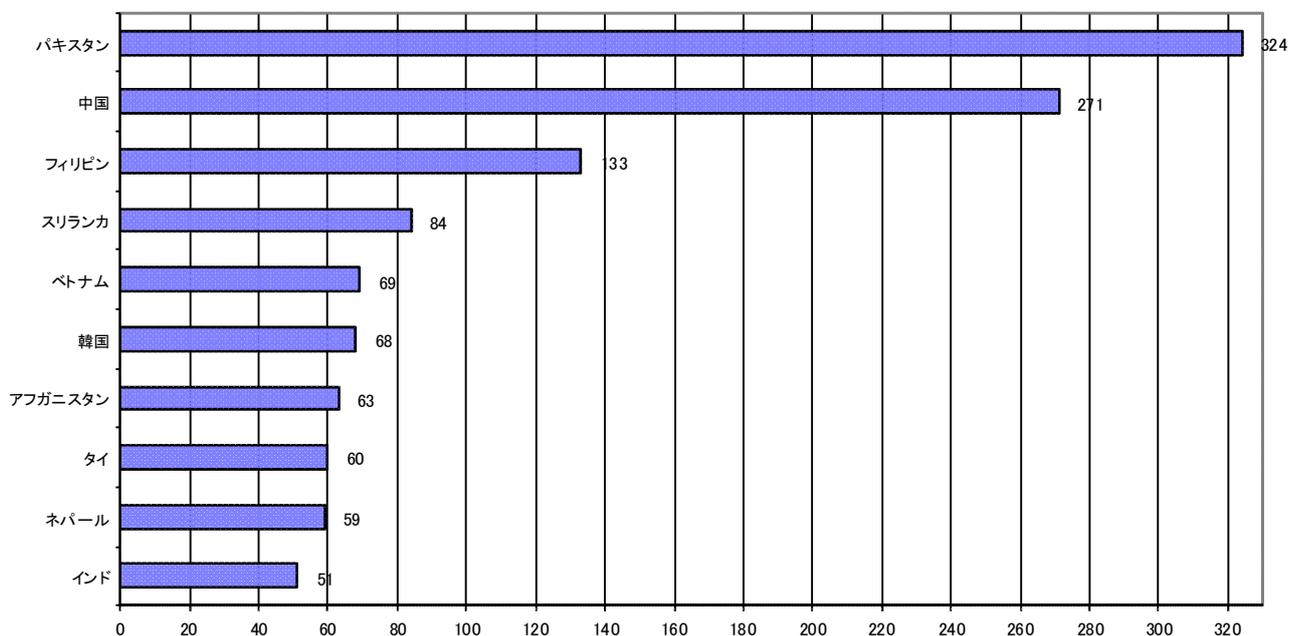
(3) 外国人加入状況 (R5. 4. 1現在)

〈国籍別〉	世帯数	被保険者数			
パキスタン	145	324	エジプト	8	8
中国	171	271	イギリス	5	8
フィリピン	50	133	ナイジェリア	7	7
スリランカ	44	84	ミャンマー	4	6
ベトナム	55	69	イラン	2	5
韓国	34	68	アメリカ	0	4
アフガニスタン	21	63	トルコ	2	3
タイ	25	60	ウズベキスタン	1	3
ネパール	28	59	チュニジア	1	3
インド	29	51	フィジー	1	3
台湾	18	36	ニュージーランド	0	3
バングラデシュ	18	36	イスラエル	2	2
インドネシア	12	16	オーストラリア	2	2
モンゴル	8	14	ザンビア	2	2
カメルーン	7	14	カナダ	1	2
ブラジル	3	13	ルーマニア	0	2
フランス	4	12	イラク	1	1
ペルー	3	11	ガーナ	1	1
ウガンダ	10	10	キルギス	1	1
マレーシア	3	9	ジャマイカ	1	1

※世帯数は、世帯主のみの国籍で区分

国籍別外国人加入状況 (被保険者数が多い順10位まで)

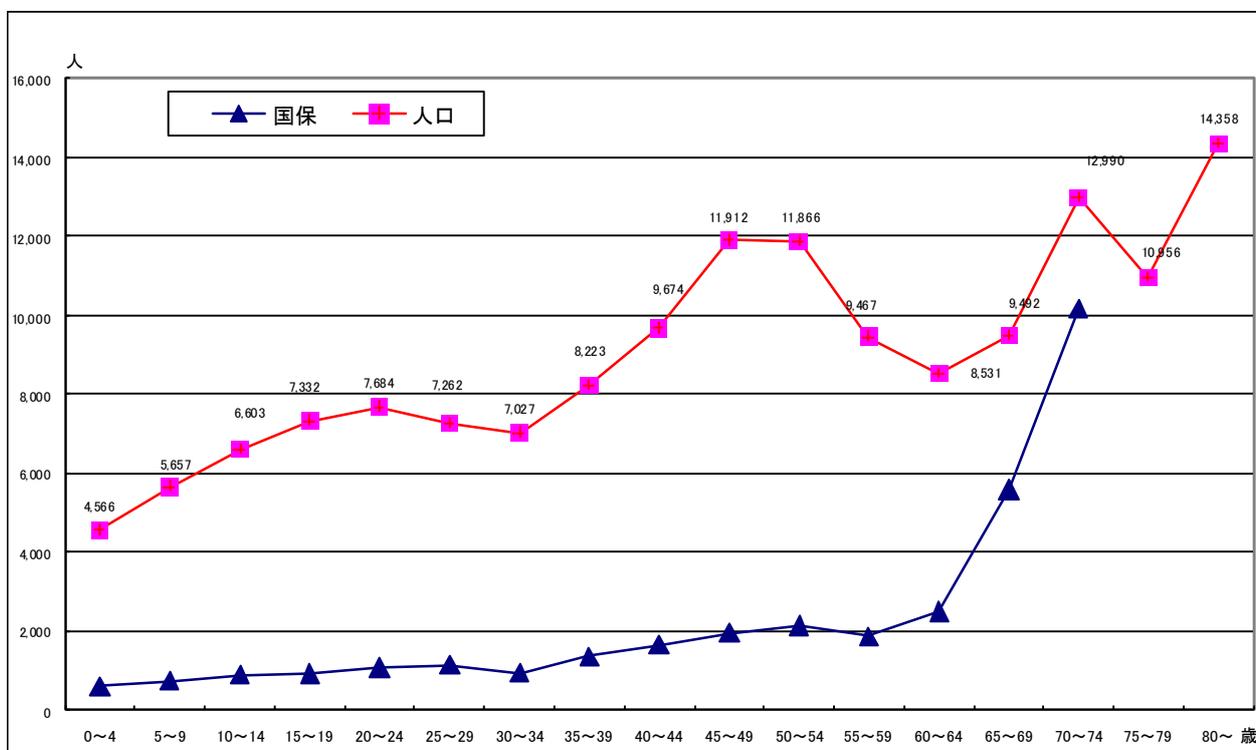
(単位: 人)



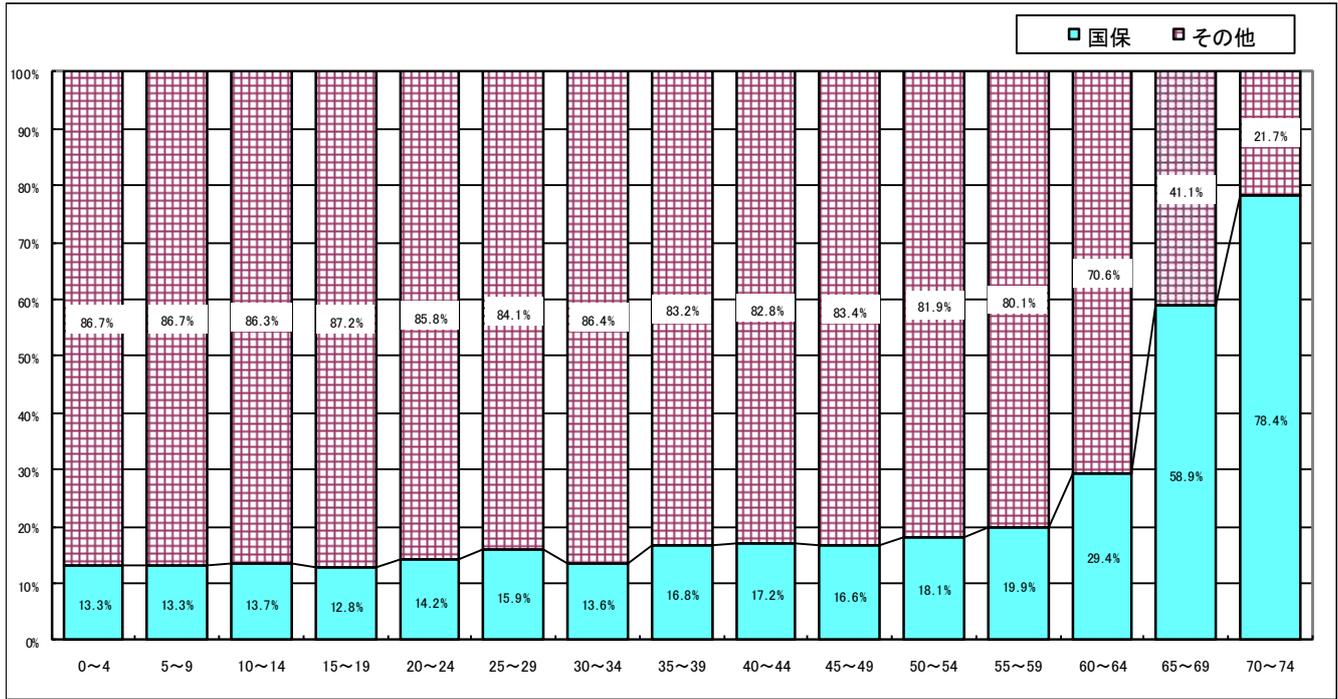
(4) 年齢（5歳階層）別国保加入状況（R5. 4. 1現在）

年齢別	国保被保険者数			全市民			国保加入率
	男	女	計	男	女	計	
0～4	319	290	609	2,364	2,202	4,566	13.3%
5～9	387	367	754	2,852	2,805	5,657	13.3
10～14	492	411	903	3,471	3,132	6,603	13.7
15～19	489	448	937	3,779	3,553	7,332	12.8
20～24	563	528	1,091	4,099	3,585	7,684	14.2
25～29	637	519	1,156	3,907	3,355	7,262	15.9
30～34	465	488	953	3,731	3,296	7,027	13.6
35～39	736	642	1,378	4,323	3,900	8,223	16.8
40～44	974	690	1,664	5,157	4,517	9,674	17.2
45～49	1,119	855	1,974	6,370	5,542	11,912	16.6
50～54	1,225	927	2,152	6,292	5,574	11,866	18.1
55～59	991	891	1,882	4,961	4,506	9,467	19.9
60～64	1,132	1,375	2,507	4,266	4,265	8,531	29.4
65～69	2,487	3,100	5,587	4,567	4,925	9,492	58.9
70～74	4,544	5,634	10,178	6,060	6,930	12,990	78.4
75～79				5,157	5,799	10,956	
80～				5,785	8,573	14,358	
計	16,560	17,165	33,725	77,141	76,459	153,600	22.0

年齢別の人口と国保被保険者数の状況



年齢別加入率

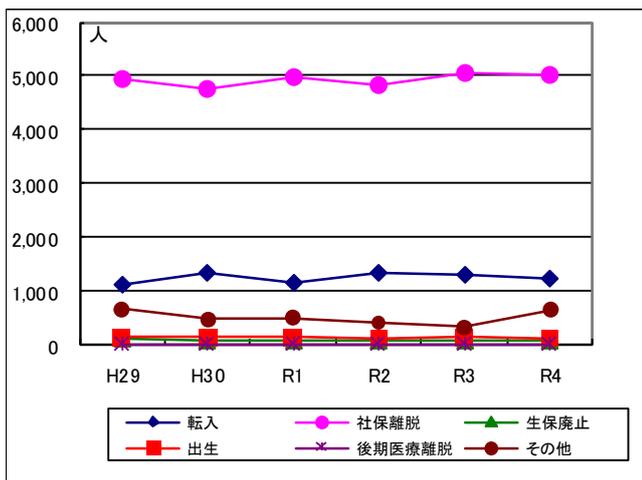


(5) 被保険者の異動状況

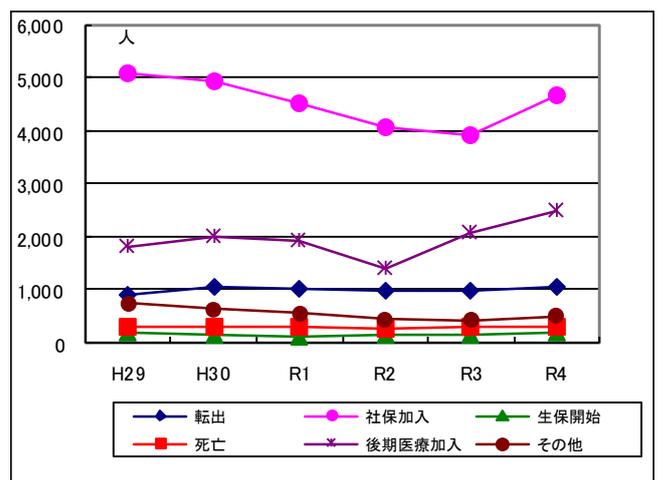
(人)

年度	資格取得							資格喪失							増減
	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期医療離脱	その他	合計	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期医療加入	その他	合計	
平成 29	1,092	4,926	93	122	0	652	6,885	882	5,086	192	305	1,809	743	9,017	-2,132
30	1,337	4,756	76	126	1	478	6,774	1,046	4,925	133	309	2,002	633	9,048	-2,274
令和元	1,158	4,988	68	131	1	484	6,830	1,020	4,522	118	286	1,914	537	8,397	-1,567
2	1,338	4,837	60	105	1	399	6,740	965	4,080	143	267	1,401	431	7,287	-547
3	1,277	5,047	67	120	1	317	6,829	973	3,925	155	284	2,067	414	7,818	-989
4	1,218	5,022	79	98	0	633	7,050	1,061	4,655	176	288	2,478	497	9,155	-2,105

被保険者異動状況（資格取得）の推移



被保険者異動状況（資格喪失）の推移



5 保 險 給 付

保 険 給 付

(1) 保険給付の種類

給付の種類	給付の範囲	給付割合（給付額）			
療養の給付	被保険者の疾病及び負傷	一般・退職被保険者 7割 義務教育就学前まで8割 70歳以上75歳未満 8割 （現役並み所得者 7割）			
療養費	○療養の給付を受けられなかった場合の疾病及び負傷 ○はり、きゅう、あん摩、マッサージ師の施術 ○柔道整復師の施術 ○コルセットなどの治療用補装具 ○生血の輸血				
訪問看護療養費	指定訪問看護業者から訪問看護を受けたとき				
移送費	病院又は診療所に移送されたとき				
高額療養費	1か月の自己負担額（この額を超える額を高額療養費として支給）				
	70歳未満	区 分	過去12か月の該当が3回以下	過去12か月に4回以上該当	
		ア（総所得901万円超）	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1%	140,100円	
		イ（総所得600万円超から901万円以下）	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1%	93,000円	
		ウ（総所得210万円超から600万円以下）	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%	44,400円	
		エ（総所得210万円以下）	57,600円	44,400円	
		オ（非課税世帯）	35,400円	24,600円	
		特定疾病	10,000円 （人工透析の必要な慢性腎不全の上位所得者 20,000円）		
	70～74歳	区 分	外 来	世帯単位 （入院＋外来）	
		現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1% （4回目以降の場合 140,100円）	
			Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1% （4回目以降の場合 93,000円）	
			Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% （4回目以降の場合 44,400円）	
		一 般	18,000円	57,600円 （4回目以降の場合 44,400円）	
		低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円		
特定疾病	10,000円				
入院時食事療養費	入院時における食事の費用	以下の標準負担額を除いたもの			
		区 分	標準負担額		
		一般	1食 460円		
		市民税非課税世帯	1食 210円		
		"（91日以上の入院）	1食 160円		
"（低所得者Ⅰ）	1食 100円				

入院時生活療養費	65歳以上の被保険者の療養病床入院時における食事及び居住費用	以下の標準負担額を除いたもの	
		区 分	標準負担額
			食 費 居住費
		一般(下記以外の人)	1食 460円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	1食 210円		
低所得者Ⅰ	1食 130円		
出産育児一時金	被保険者が出産したとき	40.8万円 ※R3.12.31以前の出産の場合は40.4万円 42万円(産科医療保障制度加入分娩機関)	
葬 祭 費	被保険者が死亡したとき	5万円	
傷病手当金	給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染又は当該感染症の感染が疑われるとき	対象	療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日
		支給額	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

(2) 保険給付の状況

一般被保険者分

ア) 療養諸費用額負担区分

○療養の給付

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
平成 29	648,911	14,897,820,183	10,905,365,233	3,523,386,521	469,068,429
30	626,106	14,507,918,615	10,633,409,959	3,474,052,616	400,456,040
令和元	603,826	14,103,139,285	10,360,311,576	3,390,174,457	352,653,252
2	529,676	12,990,279,960	9,558,376,488	3,097,275,886	334,627,586
3	558,403	13,820,256,939	10,202,218,332	3,215,598,149	402,440,458
4	548,098	13,797,298,986	10,186,425,615	3,187,705,146	423,168,225

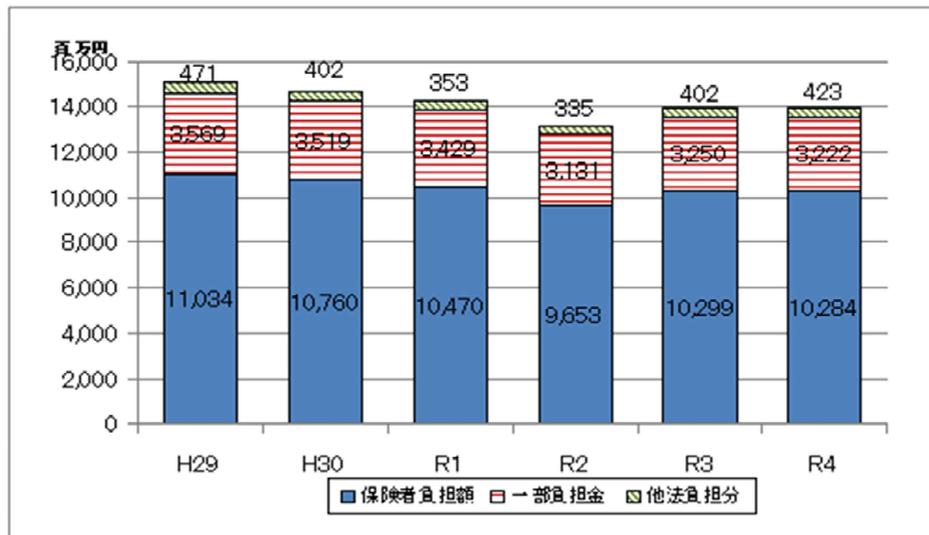
○療養費等（食事療養・生活療養＋療養費＋移送費）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
平成 29	18,067	176,128,585	128,769,169	45,115,458	2,243,958
30	16,954	172,012,736	126,211,274	44,531,315	1,270,147
令和元	15,394	148,740,286	109,485,579	39,210,884	43,823
2	12,075	128,221,773	94,596,106	33,625,667	0
3	12,247	131,538,123	97,228,170	34,309,953	0
4	12,058	132,034,907	97,866,584	34,168,323	0

■合計（療養の給付＋療養費等）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
平成 29	666,978	15,073,948,768	11,034,134,402	3,568,501,979	471,312,387
30	643,060	14,679,931,351	10,759,621,233	3,518,583,931	401,726,187
令和元	619,220	14,251,879,571	10,469,797,155	3,429,385,341	352,697,075
2	541,751	13,118,501,733	9,652,972,594	3,130,901,553	334,627,586
3	570,650	13,951,795,062	10,299,446,502	3,249,908,102	402,440,458
4	560,156	13,929,333,893	10,284,292,199	3,221,873,469	423,168,225

療養諸費用額内訳の推移



イ) 療養の給付の内訳（訪問看護を除く）

○入院

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	9,569	5,305,895,357	554,488	125,634	22.66
30	9,478	5,339,222,922	563,328	132,319	23.49
令和元	9,371	5,261,907,684	561,510	136,826	24.37
2	8,469	4,851,073,886	572,804	129,871	22.67
3	8,414	5,028,418,389	597,625	136,898	22.91
4	8,052	5,019,532,606	623,390	142,467	22.85

○入院外

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	334,167	5,199,268,037	15,559	123,109	791.25
30	320,751	5,030,627,134	15,684	124,672	794.90
令和元	306,359	4,825,032,224	15,750	125,466	796.63
2	267,273	4,344,164,877	16,254	116,300	715.53
3	280,679	4,873,052,827	17,362	132,669	764.15
4	274,663	4,865,224,661	17,713	138,087	779.56

○歯科

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	96,808	1,158,478,050	11,967	27,431	229.22
30	89,604	1,033,932,880	11,539	25,623	222.06
令和元	86,848	987,170,910	11,367	25,669	225.83
2	73,603	900,581,810	12,236	24,110	197.05
3	79,357	943,982,784	11,895	25,700	216.05
4	77,545	931,628,840	12,014	26,442	220.09

●小計（入院＋入院外＋歯科）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	440,544	11,663,641,444	26,476	251,915	951.50
30	419,833	11,403,782,936	27,163	256,098	942.83
令和元	402,578	11,074,110,818	27,508	262,215	953.23
2	349,345	10,095,820,573	28,899	250,200	865.77
3	368,450	10,845,454,000	29,435	282,015	958.08
4	360,260	10,816,386,107	30,024	306,996	1,022.51

○調剤

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	211,908	3,022,224,493	14,262	71,561	501.76
30	205,714	2,802,246,710	13,622	69,447	509.81
令和元	200,668	2,726,675,696	13,588	70,902	521.80
2	179,772	2,614,848,910	14,545	70,004	481.28
3	189,227	2,671,848,081	14,120	72,741	515.17
4	186,628	2,636,625,289	14,128	74,834	529.70

○食事療養・生活療養

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	(8,903)	265,041,395	29,770	6,276	—
30	(8,779)	255,844,289	29,143	6,340	—
令和元	(8,654)	253,406,051	29,282	6,589	—
2	(7,695)	236,873,797	30,783	6,341	—
3	(7,926)	241,797,368	30,507	6,583	—
4	(7,649)	235,811,270	30,829	6,693	—

※件数は入院に含まれる

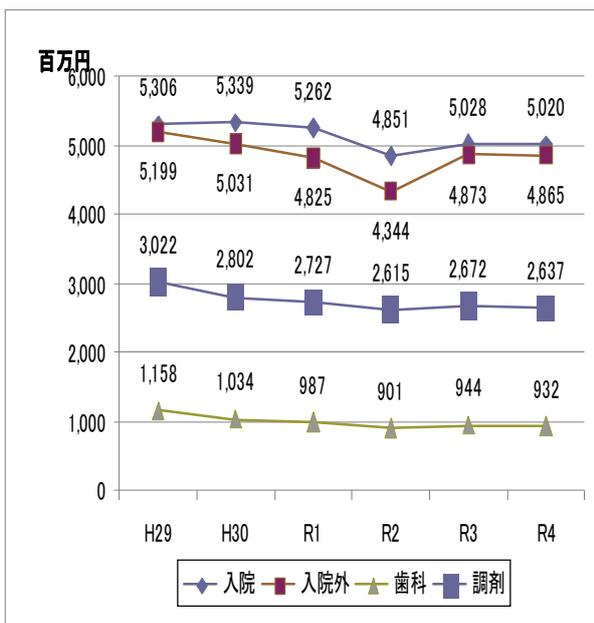
○訪問看護

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	478	36,569,700	76,506	866	1.13
30	559	46,044,680	82,370	1,141	1.39
令和元	580	48,946,720	84,391	1,273	1.51
2	559	42,736,680	76,452	1,144	1.50
3	726	61,157,490	84,239	1,665	1.98
4	1,210	108,476,320	89,650	3,079	3.43

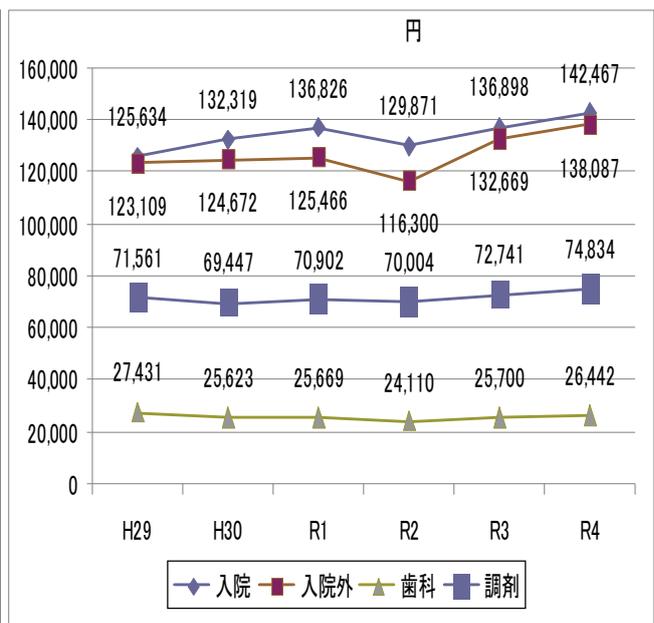
■合計（入院＋入院外＋歯科＋調剤＋食事療養・生活療養＋訪問看護）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	652,930	14,987,477,032	22,954	354,876	1,546.02
30	626,106	14,507,918,615	23,172	359,543	1,551.65
令和元	603,826	14,103,139,285	23,356	366,725	1,570.13
2	529,676	12,990,279,960	24,525	347,771	1,418.03
3	558,403	13,820,256,939	24,750	376,256	1,520.25
4	548,098	13,797,298,986	25,173	391,602	1,555.64

療養の給付費用額の推移



療養の給付1人当たりの費用額の推移



退職被保険者分

ア) 療養諸費費用額負担区分

○療養の給付

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
平成 29	7,941	182,495,921	127,308,966	50,568,676	4,618,249
30	2,774	56,228,370	39,164,202	15,549,369	1,514,799
令和元	540	8,383,770	5,857,291	2,460,046	66,433
2	5	20,470	12,821	-5,167	12,816
3	1	3,540	2,478	1,062	0
4	0	0	0	0	0

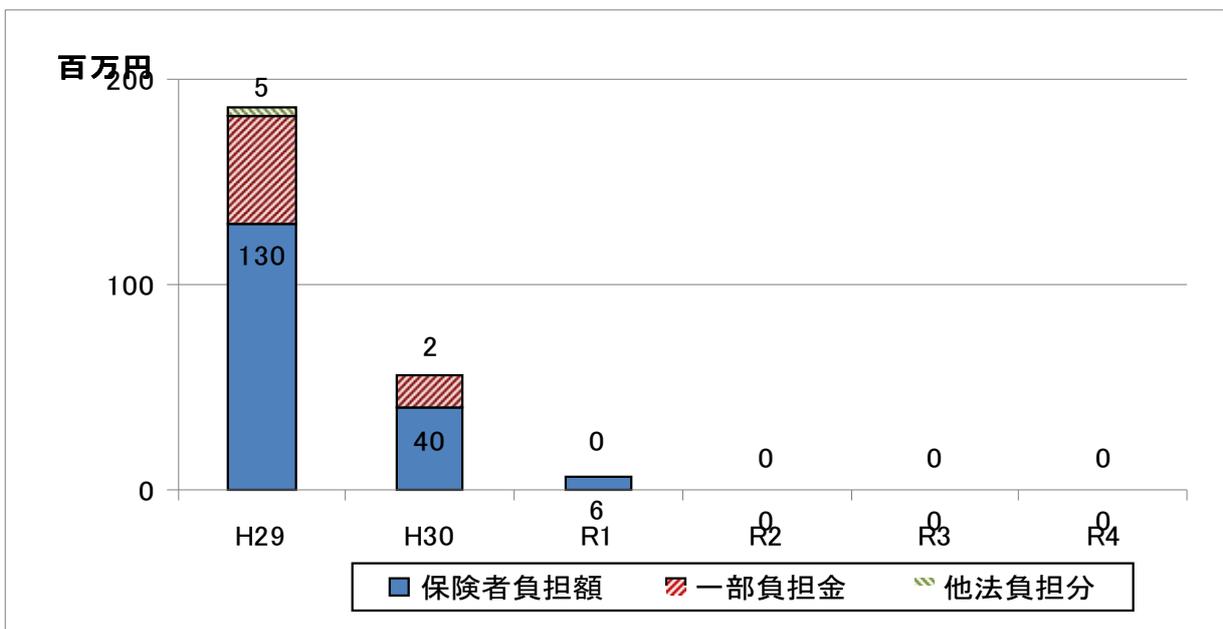
○療養費等（食事療養・生活療養+療養費+移送費）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
平成 29	182	4,165,887	2,916,092	1,249,795	0
30	81	530,707	371,486	154,312	4,909
令和元	36	195,687	136,978	58,709	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0

■合計（療養の給付+療養費等）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
平成 29	8,123	186,661,808	130,225,088	51,818,471	4,618,249
30	2,855	56,759,077	39,535,688	15,703,681	1,519,708
令和元	576	8,579,457	5,994,269	2,518,755	66,433
2	5	20,470	12,821	-5,167	12,816
3	1	3,540	2,478	1,062	0
4	0	0	0	0	0

療養諸費費用額内訳の推移



イ) 療養の給付の内訳（訪問看護を除く）

○入院

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	111	56,714,670	510,943	124,648	24.40
30	36	18,487,520	513,542	118,510	23.08
令和元	2	2,175,000	1,087,500	80,556	7.41
2	0	-19,790	—	—	—
3	0	0	—	—	—
4	0	0	—	—	—

○入院外

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	4,019	64,102,310	15,950	140,884	883.30
30	1,427	20,850,420	14,611	133,657	914.74
令和元	259	2,788,600	10,767	103,281	959.26
2	1	12,500	12,500	—	—
3	1	3,540	3,540	—	—
4	0	0	0	—	—

○歯科

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	1,173	13,045,400	11,121	28,671	257.80
30	363	4,304,180	11,857	27,591	232.69
令和元	101	1,585,830	15,701	58,734	374.07
2	1	11,640	11,640	—	—
3	0	0	—	—	—
4	0	0	—	—	—

●小計（入院＋入院外＋歯科）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	5,303	133,862,380	25,243	294,203	1,165.49
30	1,826	43,642,120	23,900	279,757	1,170.51
令和元	362	6,549,430	18,092	242,571	1,340.74
2	2	4,350	2,175	—	—
3	1	3,540	3,540	—	—
4	0	0	0	—	—

○調剤

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	2,638	46,299,150	17,551	101,756	579.78
30	948	11,400,000	12,025	73,077	607.69
令和元	178	1,795,300	10,086	66,493	659.26
2	3	16,120	5,373	—	—
3	0	0	—	—	—
4	0	0	—	—	—

○食事療養・生活療養

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	(97)	2,334,391	24,066	5,131	—
30	(34)	1,186,250	34,890	7,604	—
令和元	(2)	39,040	19,520	1,446	—
2	(0)	0	—	—	—
3	(0)	0	—	—	—
4	(0)	0	—	—	—

※件数は入院に含まれる

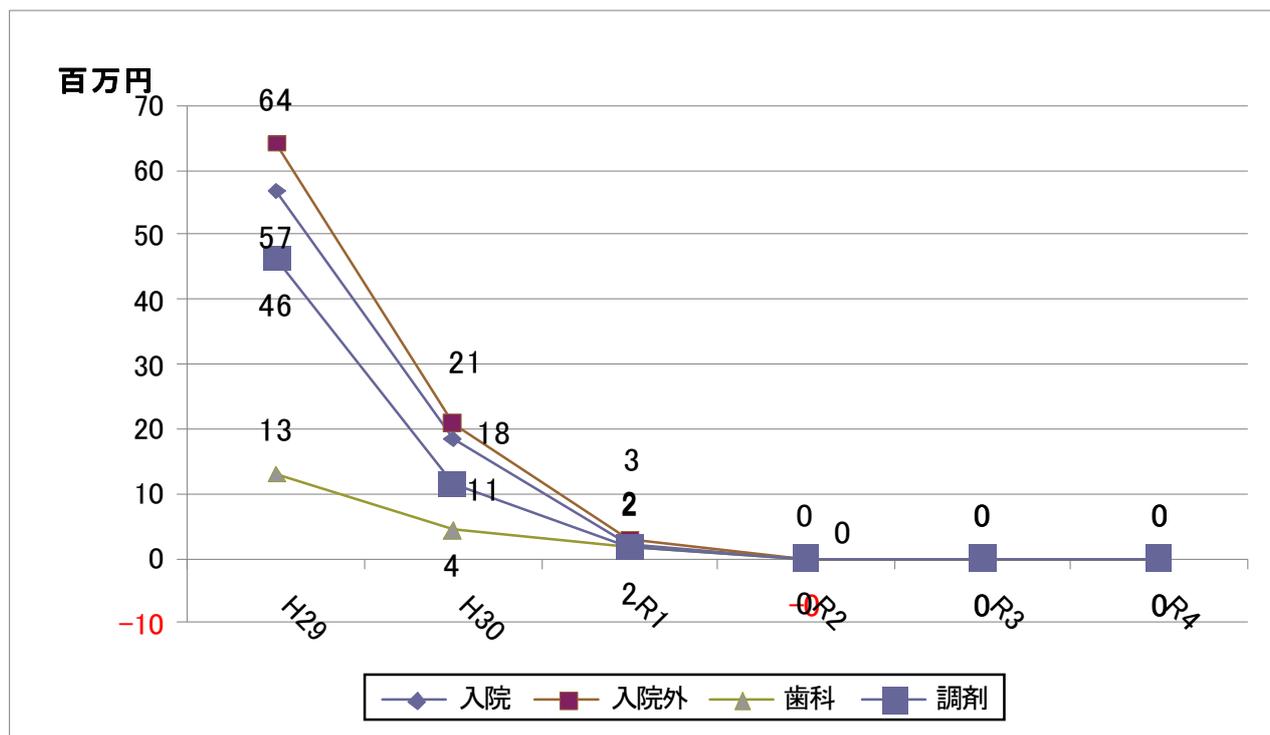
○訪問看護

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0
2	0	0	—	—	—
3	0	0	—	—	—
4	0	0	—	—	—

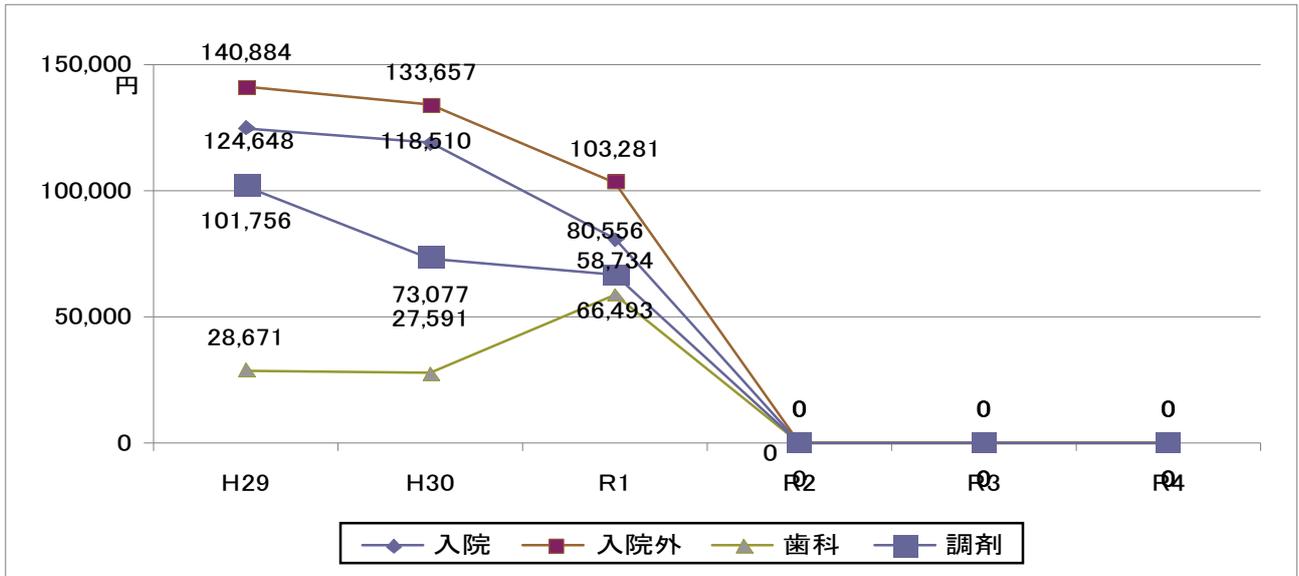
■合計（入院＋入院外＋歯科＋調剤＋食事療養・生活療養＋訪問看護）

年度	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	受診率 (%)
平成 29	7,941	182,495,921	22,981	401,090	1,745.27
30	2,774	56,228,370	20,270	360,438	1,778.21
令和元	540	8,383,770	15,526	310,510	2,000.00
2	5	20,470	4,094	—	—
3	1	3,540	3,540	—	—
4	0	0	0	—	—

療養の給付費用額の推移



1人当たりの療養の給付費用額の推移

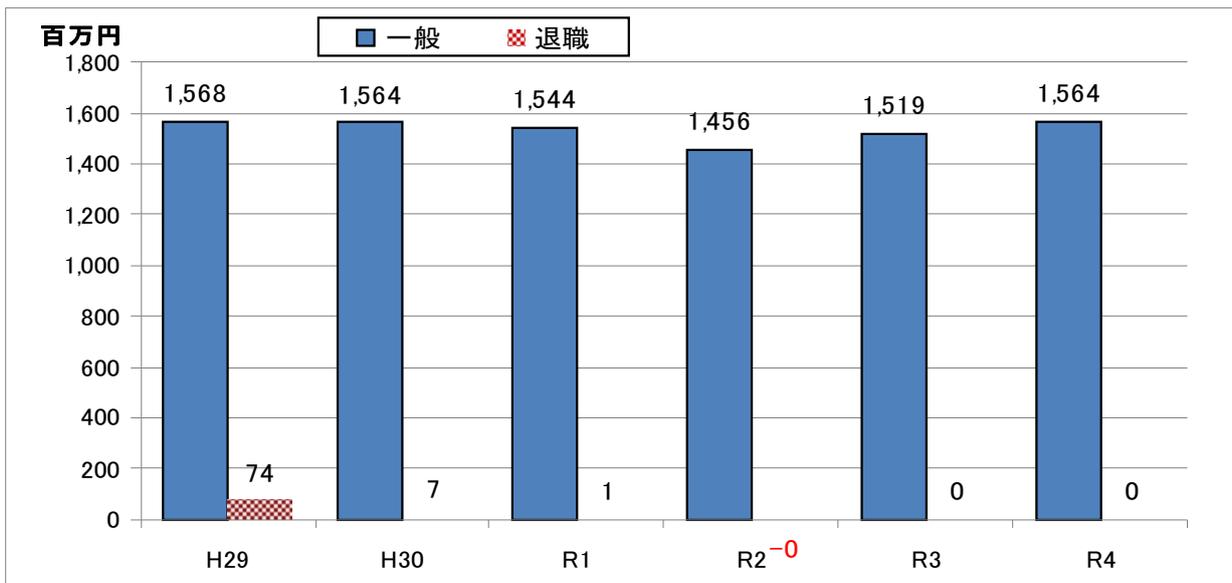


(3) 高額療養費の支給状況

年度	一般被保険者			退職被保険者		
	件数 (件)	支給額 (円)	増減率 (%)	件数 (円)	支給額 (円)	増減率 (%)
平成 29	27,809	1,567,834,903	-1.8	455	73,789,782	40.2
30	30,718	1,564,000,367	-0.2	110	7,490,253	-89.8
令和元	31,406	1,543,581,329	-1.3	18	1,029,214	-86.3
2	28,955	1,455,971,001	-5.7	0	-3,315	-100.3
3	30,473	1,518,871,052	4.3	0	0	-100.0
4	31,388	1,564,446,504	3.0	0	0	-

※高額介護合算療養費を含む

高額療養費の推移



□高額療養費自己負担限度額の推移（市民税非課税世帯を除く）

年 月	限 度 額	年 月	限 度 額
昭和 51 年 8 月	39,000 円	平成 3 年 5 月	60,000 円
昭和 57 年 9 月	45,000 円	平成 5 年 5 月	63,000 円
昭和 58 年 1 月	51,000 円	平成 8 年 6 月	63,600 円
昭和 61 年 5 月	51,000 円	平成 13 年 1 月	上位所得者 121,800 円 + (医療費 - 609,000 円) × 1%
平成 元年 6 月	57,000 円		一般 63,600 円 + (医療費 - 318,000 円) × 1%
平成 14 年 10 月	<p>70歳以上 一定以上所得者…外来：40,200円 入院と外来：72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1%</p> <p>一 般……………外来：12,000円 入院と外来：40,200円</p> <p>70歳未満 上位所得者……………139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%</p> <p>一 般…………… 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%</p>		
平成 18 年 10 月	<p>70歳以上 現役並み所得者…外来：44,400円 入院と外来：80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</p> <p>一 般……………外来：12,000円 入院と外来：44,400円</p> <p>70歳未満 上位所得者※……………150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%</p> <p>一 般…………… 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</p>		
平成 27 年 1 月	<p>70歳以上 現役並み所得者…外来：44,400円 入院と外来：80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</p> <p>一 般……………外来：12,000円 入院と外来：44,400円</p> <p>70歳未満 A・B・Cの3区分からア・イ・ウ・エ・オの5区分へ変更 ア基礎控除後の総所得が901万円超の世帯 限度額252,600円 医療費が842,000円を超えた場合 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%</p> <p>4回目以降 140,100円</p> <p>イ基礎控除後の総所得が600万円超901万円以下の世帯 限度額167,400円 医療費が558,000円を超えた場合 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%</p> <p>4回目以降 93,000円</p> <p>ウ基礎控除後の総所得が210万円超600万円以下の世帯 限度額80,100円 医療費が267,000円を超えた場合 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</p> <p>4回目以降 44,400円</p> <p>エ基礎控除後の総所得が210万円以下の世帯 限度額57,600円 4回目以降 44,400円</p>		

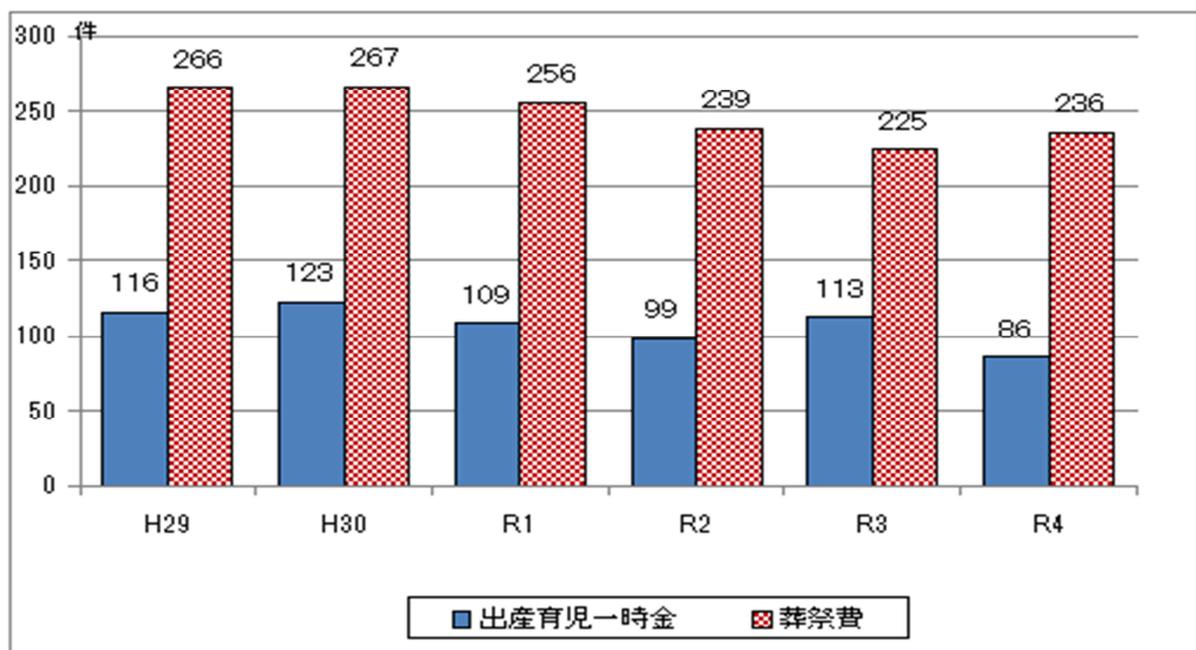
平成 29 年 8 月	<p>70歳以上 現役並み所得者…外来：57,600円 入院と外来：80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</p> <p>一 般……………外来：14,000円 入院と外来：57,600円</p>
平成 30 年 8 月	<p>70歳以上 現役並み所得者をⅠ、Ⅱ、Ⅲの3区分へ細分化</p> <p>Ⅰ課税所得145万円以上 入院と外来：80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降 44,400円</p> <p>Ⅱ課税所得380万円以上 入院と外来：167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降 93,000円</p> <p>Ⅲ課税所得690万円以上 入院と外来：252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降 140,100円</p> <p>一 般………外来：18,000円 入院と外来：57,600円</p>

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯

(4) 出産育児一時金・葬祭費の推移

年度	出産育児一時金			葬 祭 費		
	1件当たり支給額	件数	支給額 (円)	1件当たり支給額	件数	支給額 (円)
平成 29	40万4千円 (産科医療保障制度加入分娩機関での出産：42万円)	116	48,313,130	5万円	266	13,300,000
30	40万4千円 (産科医療保障制度加入分娩機関での出産：42万円)	123	51,480,160	5万円	267	13,350,000
令和 元	40万4千円 (産科医療保障制度加入分娩機関での出産：42万円)	109	44,398,030	5万円	256	12,800,000
2	40万4千円 (産科医療保障制度加入分娩機関での出産：42万円)	99	41,534,970	5万円	239	11,950,000
3	40万8千円 ※R3.12.31以前の出産の場合は40万4千円 (産科医療保障制度加入分娩機関での出産：42万円)	113	48,624,000	5万円	225	11,250,000
4	40万8千円 (産科医療保障制度加入分娩機関での出産：42万円)	86	36,783,600	5万円	236	11,800,000

出産育児一時金・葬祭費 支給件数の推移



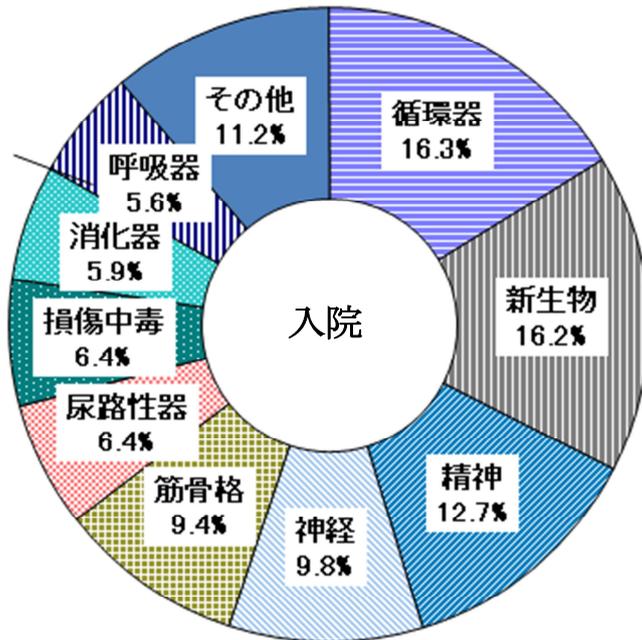
(5) 傷病手当金の支給状況

年度	件数	支給額 (円)
令和2	7	798,186
3	13	1,137,621
4	89	3,154,503

※令和2年度より支給

国保医療費分析

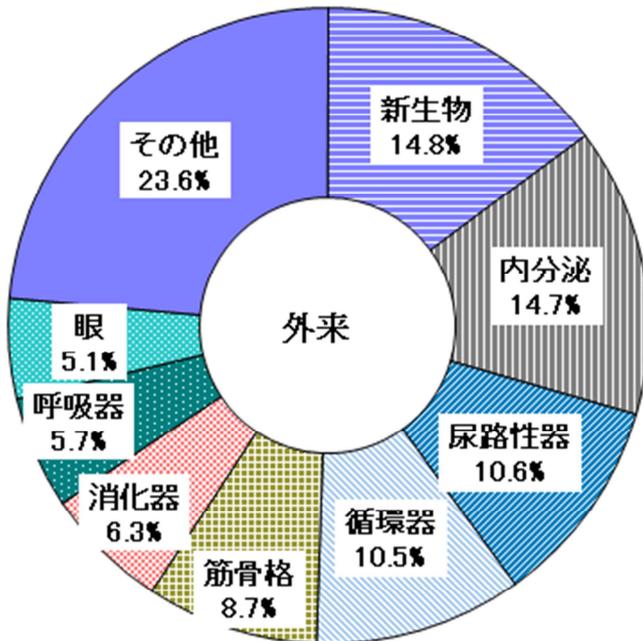
(令和4年度疾病別医療費割合)



入院 (上位3位の主な疾病名)

循環器	脳梗塞、不整脈、心臓弁膜症、狭心症など
新生物	肺がん、白血病、前立腺がん、膵臓がん、膀胱がんなど
精神	統合失調症、うつ病、認知症など

※入院医療費全体を100%として計算



外来 (上位3位の主な疾病名)

新生物	肺がん、乳がん、前立腺がん、卵巣腫瘍(悪性)、膵臓がんなど
内分泌	糖尿病、脂質異常症、糖尿病網膜症、痛風・高尿酸血症など
尿路性器	慢性腎不全病、前立腺肥大など

※外来医療費全体を100%として計算

□入院+外来 (%) 上位10位 ※全体の医療費(入院+外来)を100%として計算

1位	慢性腎臓病(透析あり)	5.4	6位	肺がん	2.5
2位	糖尿病	5.0	7位	不整脈	2.3
3位	関節疾患	3.9	8位	骨折	1.9
4位	統合失調症	3.6	9位	貧血	1.9
5位	高血圧症	2.9	10位	脂質異常症	1.8

6 国 保 財 政

国 保 財 政

(1) 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算

□ 歳 入

(単位：千円)

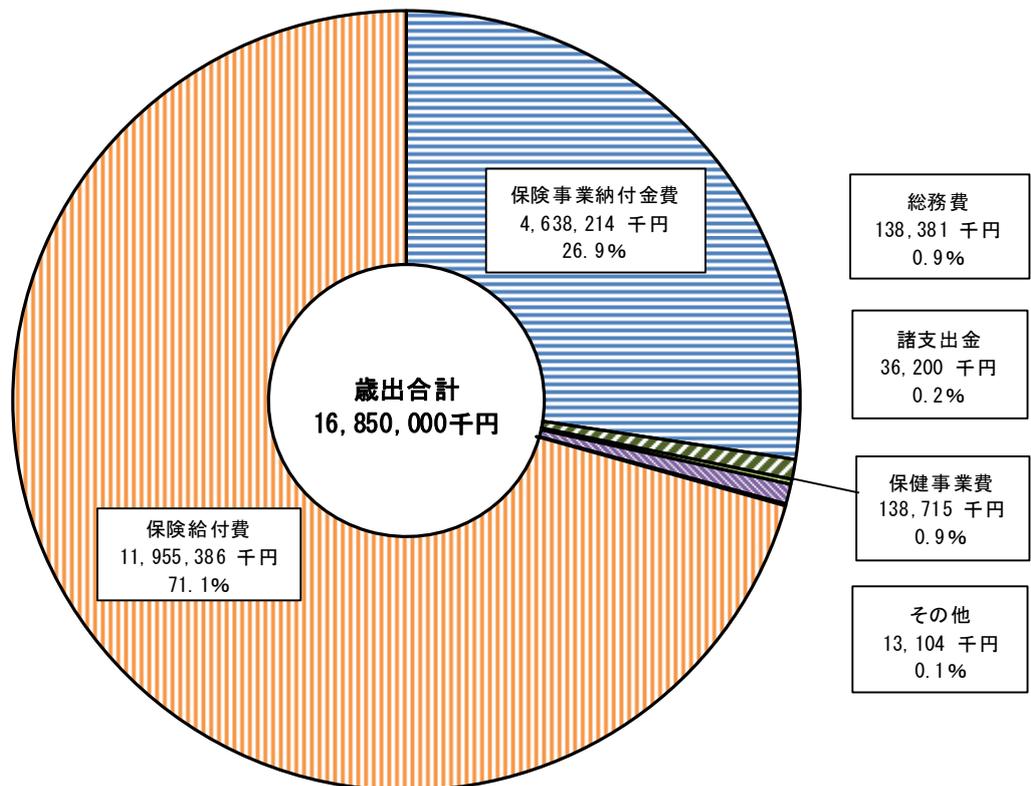
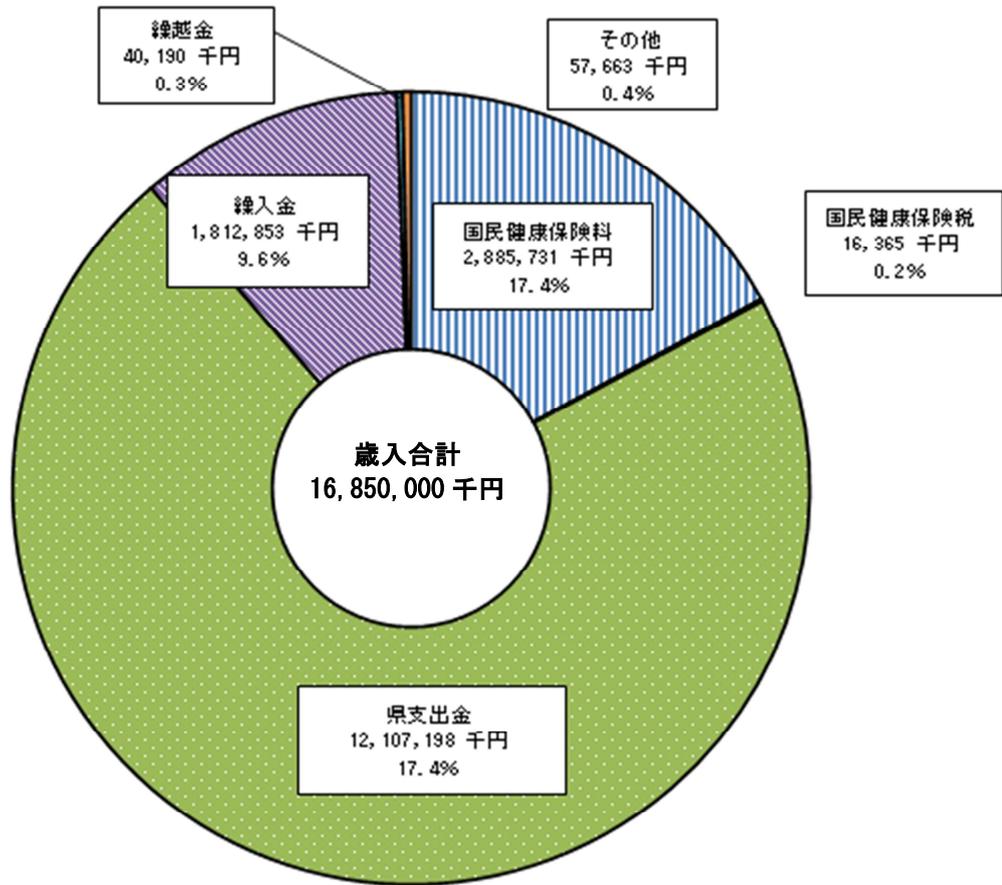
科 目		令和4年度		令和5年度		前年度比		
		予算額(千円)	構成比(%)	予算額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
国民健康保険料	一般分	現年度医療分	1,729,444	10.26	1,706,967	10.09	-22,477	-1.30
		現年度後期支援分	843,412	5.01	829,403	4.90	-14,009	-1.66
		現年度介護分	267,888	1.59	267,370	1.58	-518	-0.19
		過年度医療分	58,790	0.35	49,617	0.29	-9,173	-15.60
		過年度後期支援分	27,744	0.16	23,823	0.14	-3,921	-14.13
		過年度介護分	8,954	0.05	8,551	0.05	-403	-4.50
		小 計	2,936,232	17.43	2,885,731	17.06	-50,501	-1.72
	退職分	現年度医療分	0	0.00	0	0.00	0	—
		現年度後期支援分	0	0.00	0	0.00	0	—
		現年度介護分	0	0.00	0	0.00	0	—
		過年度医療分	0	0.00	0	0.00	0	—
		過年度後期支援分	0	0.00	0	0.00	0	—
		過年度介護分	0	0.00	0	0.00	0	—
		小 計	0	0.00	0	0.00	0	—
計		2,936,232	17.43	2,885,731	17.06	-50,501	-1.72	
国民健康保険税	一般分	現年度医療分	0	0.00	0	0.00	0	—
		現年度後期支援分	0	0.00	0	0.00	0	—
		現年度介護分	0	0.00	0	0.00	0	—
		過年度医療分	24,255	0.14	11,938	0.07	-12,317	-50.78
		過年度後期支援分	5,868	0.03	2,914	0.02	-2,954	-50.34
		過年度介護分	2,783	0.02	1,383	0.01	-1,400	-50.31
		小 計	32,906	0.20	16,235	0.10	-16,671	-50.66
	退職分	現年度医療分	0	0.00	0	0.00	0	—
		現年度後期支援分	0	0.00	0	0.00	0	—
		現年度介護分	0	0.00	0	0.00	0	—
		過年度医療分	167	0.00	88	0.00	-79	-47.31
		過年度後期支援分	37	0.00	21	0.00	-16	-43.24
		過年度介護分	37	0.00	21	0.00	-16	-43.24
		小 計	241	0.00	130	0.00	-111	-46.06
計		33,147	0.20	16,365	0.10	-16,782	-50.63	
国民健康保険料+国民健康保険税		2,969,379	17.62	2,902,096	17.15	-67,283	-2.27	
一部負担金		1	0.00	1	0.00	0	0.00	
使用料及び手数料		1	0.00	1	0.00	0	0.00	
国 庫 支 金	災害臨時特例補助金	124	0.00	156	0.00	32	25.81	
	出産育児一時金臨時補助金	0	0.00	475	0.00	475	—	
	計	124	0.00	631	0.00	507	408.87	
県 支 出 金	普通交付金	11,929,957	70.80	11,893,680	70.29	-36,277	-0.30	
	特別交付金	219,970	1.31	213,517	1.26	-6,453	-2.93	
	財政安定化基金交付金	1	0.00	1	0.00	0	0.00	
	計	12,149,928	72.11	12,107,198	71.56	-42,730	-0.35	
財産収入		16	0.00	6	0.00	-10	-62.50	
繰 入 金	基盤安定繰入金	634,361	3.76	638,097	3.77	3,736	0.59	
	人件費等繰入金	147,702	0.88	141,299	0.84	-6,403	-4.34	
	未就学児の均等割保険料軽減	6,263	—	5,864	0.03	-399	-6.37	
	出産育児一時金繰入金	28,000	0.17	31,666	0.19	3,666	13.09	
	財政安定化支援事業	53,332	0.32	52,027	0.31	-1,305	-2.45	
	基金繰入金	573,000	3.40	215,000	1.27	-358,000	-62.48	
	その他一般会計繰入金	176,000	0.00	728,900	4.31	552,900	314.15	
	計	1,618,658	9.61	1,812,853	10.71	194,195	12.00	
繰越金		44,868	0.27	40,190	0.24	-4,678	-10.43	
諸収入		67,025	0.40	57,024	0.34	-10,001	-14.92	
合 計		16,850,000	100.00	16,920,000	100.00	70,000	0.42	

□ 歳 出

(単位：千円)

科 目		令和4年度		令和5年度		前年度比		
		予算額(千円)	構成比(%)	予算額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
総 務 費		147,702	0.88	138,381	0.82	-9,321	-6.31	
保 険 給 付 費	一 般 分	療養給付費	10,242,084	60.78	10,211,357	60.36	-30,727	-0.30
		療養費	107,994	0.64	107,670	0.64	-324	-0.30
		高額療養費	1,554,170	9.22	1,551,142	9.17	-3,028	-0.19
		高額介護合算療養費	1,640	0.01	1,635	0.01	-5	-0.30
		移送費	300	0.00	300	0.00	0	0.00
		小 計	11,906,188	70.66	11,872,104	70.17	-34,084	-0.29
	退 職 分	療養給付費	0	0.00	0	0.00	0	—
		療養費	0	0.00	0	0.00	0	—
		高額療養費	0	0.00	0	0.00	0	—
		高額介護合算療養費	0	0.00	0	0.00	0	—
		移送費	0	0.00	0	0.00	0	—
		小 計	0	0.00	0	0.00	0	—
	審査支払手数料		23,769	0.14	21,576	0.13	-2,193	-9.23
	出産育児諸費		42,021	0.25	47,520	0.28	5,499	13.09
	葬祭諸費		11,500	0.07	11,000	0.07	-500	-4.35
	傷病手当諸費		500	0.00	3,186	0.02	2,686	537.20
	計		11,983,978	71.12	11,955,386	70.66	-28,592	-0.24
	共同事業拠出金		3	0.00	2	0.00	-1	-33.33
	国 民 健 康 保 険 金	医療給付費分	3,036,967	18.02	3,078,562	18.19	41,595	1.37
後期高齢者支援金分		1,076,611	6.39	1,177,487	6.96	100,876	9.37	
介護納付金分		418,979	2.49	382,165	2.26	-36,814	-8.79	
計		4,532,557	26.90	4,638,214	27.41	105,657	2.33	
財政安定化基金拠出金		0	0.00	0	0.00	0	—	
保 業 健 費	保健事業費	40,492	0.24	38,403	0.23	-2,089	-5.16	
	特定健康診査等事業費	101,944	0.61	100,312	0.59	-1,632	-1.60	
	計	142,436	0.85	138,715	0.82	-3,721	-2.61	
基金積立金		17	0.00	7	0.00	-10	-58.82	
諸支出金		25,700	0.15	36,200	0.21	10,500	40.86	
予備費		17,607	0.10	13,095	0.08	-4,512	-25.63	
合 計		16,850,000	100.00	16,920,000	100.00	70,000	0.42	

■ 国保特別会計予算（令和5年度当初）



(2) 令和4年度国民健康保険特別会計決算の状況

□ 歳 入

(単位：円)

科 目		令和3年度			令和4年度			
		決算額(円)	構成比(%)	増減率(%)	決算額(円)	構成比(%)	増減率(%)	
国民健康保険料	一般分	現年度医療分	1,826,942,178	10.68	-6.47	1,784,814,534	10.57	-2.31
		現年度後期支援分	888,855,562	5.20	-6.34	853,650,208	5.06	-3.96
		現年度介護分	276,225,108	1.61	5.59	272,202,267	1.61	-1.46
		過年度医療分	65,051,023	0.38	17.64	49,911,513	0.30	-23.27
		過年度後期支援分	31,113,533	0.18	31.39	24,191,790	0.14	-22.25
		過年度介護分	13,024,444	0.08	10.28	10,784,773	0.06	-17.20
		小計	3,101,211,848	18.13	-4.75	2,995,555,085	17.74	-3.41
	退職分	現年度医療分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		現年度後期支援分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		現年度介護分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		過年度医療分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		過年度後期支援分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		過年度介護分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		小計	0	0.00	皆減	0	0.00	—
計	3,101,211,848	18.13	-4.79	2,995,555,085	17.74	-3.41		
国民健康保険税	一般分	現年度医療分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		現年度後期支援分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		現年度介護分	0	0.00	皆減	0	0.00	—
		過年度医療分	72,049,574	0.42	-45.76	32,406,262	0.19	-55.02
		過年度後期支援分	16,576,157	0.10	-45.87	7,880,613	0.05	-52.46
		過年度介護分	9,296,440	0.05	-40.52	3,580,189	0.02	-61.49
		小計	97,922,171	0.57	-45.80	43,867,064	0.26	-55.20
	退職分	現年度医療分	0	0.00	—	0	0.00	—
		現年度後期支援分	0	0.00	—	0	0.00	—
		現年度介護分	0	0.00	—	0	0.00	—
		過年度医療分	480,440	0.00	-28.62	572,122	0.00	19.08
		過年度後期支援分	85,730	0.00	-21.14	140,206	0.00	63.54
		過年度介護分	104,745	0.00	-24.35	132,328	0.00	26.33
		小計	670,915	0.00	-27.43	844,656	0.01	25.90
計	98,593,086	0.58	-45.64	44,711,720	0.26	-54.65		
国民健康保険料＋国民健康保険税		3,199,804,934	18.70	-7.55	3,040,266,805	18.01	-4.99	
一部負担金		0	0.00	—	0	0.00	—	
使用料及び手数料		0	0.00	—	0	0.00	—	
国庫支出金	災害臨時特例補助金	124,000	0.00	-62.30	156,000	0.00	25.81	
	国保制度関係業務事業費補助金	—	—	—	—	—	—	
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	—	—	—	—	—	—	
	災害等臨時特例補助金	8,557,000	0.05	皆増	0	0.00	皆減	
	計	8,681,000	0.05	5,996.97	156,000	0.00	-98.20	
県支出金	普通交付金	11,846,383,037	69.24	-8.03	11,881,202,853	70.37	0.29	
	特別交付金	240,579,000	1.41	9.55	241,722,000	1.43	0.48	
	財政安定化基金交付金	0	0.00	—	0	0.00	—	
	計	12,086,962,037	70.65	-7.67	12,122,924,853	71.80	0.30	
財産収入		53,647	0.00	-69.03	27,015	0.00	-49.64	
繰入金	基盤安定繰入金	634,362,140	3.71	-6.12	638,098,809	3.78	0.59	
	人件費等繰入金	144,387,763	0.84	-1.35	139,444,266	0.83	-3.42	
	出産育児一時金繰入金	32,191,013	0.19	-6.47	24,522,400	0.15	-23.82	
	財政安定化支援事業	0	0.00	—	52,027,356	0.31	皆増	
	その他一般会計繰入金	0	0.00	—	173,963,000	1.03	皆増	
	未就学児均等割保険料繰入金	—	—	—	5,865,587	0.03	皆増	
	基金繰入金	832,740,000	4.87	-25.15	573,000,000	3.39	-31.19	
計	1,643,680,916	9.61	-15.70	1,606,921,418	9.52	-2.24		
繰越金		64,270,000	0.38	353.33	51,849,647	0.31	-19.33	
諸収入		104,732,249	0.61	-15.84	61,035,750	0.36	-41.72	
合 計		17,108,184,783	100.00	-7.97	16,883,181,488	100.00	-1.32	

□ 歳 出

(単位：円)

科 目		令和3年度			令和4年度			
		決算額(円)	構成比(%)	増減率(%)	決算額(円)	構成比(%)	増減率(%)	
総 務 費		144,387,763	0.86	1.33	139,444,266	0.83	-3.42	
保 険 給 付 費	一 般 分	療 養 給 付 費	10,224,113,045	60.71	-7.88	10,210,840,993	60.86	-0.13
		療 養 費	97,312,391	0.58	-13.66	97,819,814	0.58	0.52
		高 額 療 養 費	1,519,326,285	9.02	-5.84	1,565,365,956	9.33	3.03
		高 額 介 護 合 算 療 養 費	909,996	0.01	-20.46	1,661,498	0.01	82.58
		移 送 費	0	0.00	—	58,555	0.00	皆増
		小 計	11,841,661,717	70.31	-7.67	11,875,746,816	70.78	0.29
	退 職 分	療 養 給 付 費	5,754	0.00	-99.65	0	0.00	皆減
		療 養 費	0	0.00	—	0	0.00	—
		高 額 療 養 費	0	0.00	—	0	0.00	—
		高 額 介 護 合 算 療 養 費	0	0.00	—	0	0.00	—
		移 送 費	0	0.00	—	0	0.00	—
		小 計	5,754	0.00	-99.71	0	0.00	皆減
		審 査 支 払 手 数 料	22,076,254	0.13	-12.21	21,701,324	0.13	-1.70
		出 産 育 児 諸 費	48,309,620	0.29	-6.47	36,801,870	0.22	-23.82
		葬 祭 諸 費	12,000,000	0.07	-6.64	11,800,000	0.07	-1.67
		傷 病 手 当 諸 費	1,316,314	0.01	皆増	3,154,503	0.02	139.65
		計	11,925,369,659	70.81	-7.72	11,949,204,513	71.22	0.20
	共 同 事 業 拠 出 金		277	0.00	-18.37	338	0.00	22.02
	国 民 健 康 保 険 基 金	医 療 給 付 費 分	3,062,753,459	18.19	-8.90	3,036,966,329	18.10	-0.84
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分	1,098,220,810	6.52	-9.88	1,076,610,375	6.42	-1.97
介 護 納 付 金 分		437,066,526	2.60	-0.29	418,978,859	2.50	-4.14	
計		4,598,040,795	27.30	-8.53	4,532,555,563	27.02	-1.42	
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		0	0.00	—	0	0.00	—	
保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	37,146,978	0.22	-14.88	35,921,548	0.21	-3.30	
	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	97,855,359	0.58	-13.20	92,798,690	0.55	-5.17	
	計	135,002,337	0.80	-13.66	128,720,238	0.77	-4.65	
基 金 積 立 金		39,000	0.00	-59.08	32,000	0.00	-17.95	
諸 支 出 金		38,486,604	0.23	-31.56	27,259,913	0.16	-29.17	
合 計		16,841,326,435	100.00	-7.98	16,777,216,831	100.00	-0.38	
収 支 差 引 残		266,858,348		-7.81	105,964,657		-60.29	

(3) 国民健康保険財政調整基金の状況

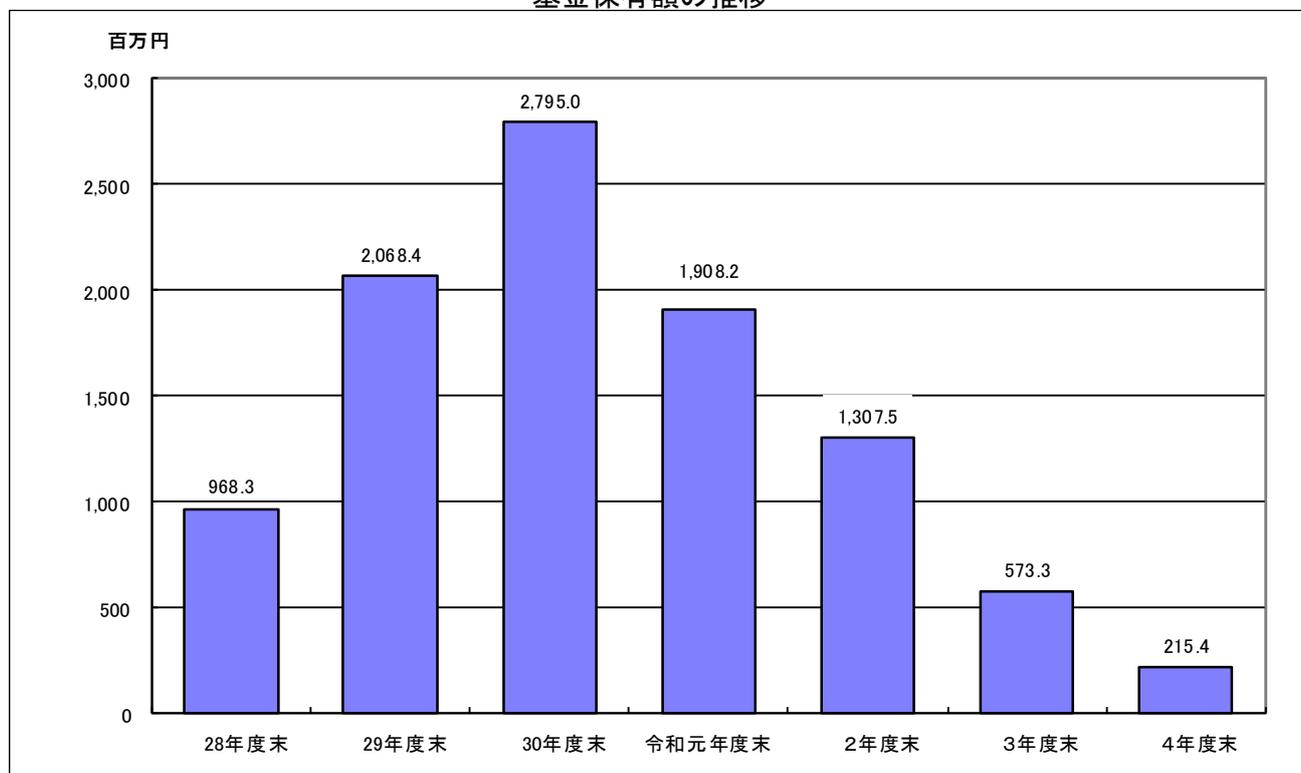
□令和4年度中の増減

令和3年度末 保有額	令和4年度中の増減		年度末保有額
	積立額	取崩額	
573,330,181 円	215,040,701 円	573,000,000 円	215,370,882 円

□基金保有額の推移

区 分	保有額 (円)
平成28年度末	968,307,960
29年度末	2,068,404,960
30年度末	2,794,976,159
令和元年度末	1,908,245,243
2年度末	1,307,487,755
3年度末	573,330,181
4年度末	215,370,882

基金保有額の推移



7 国民健康保険料

国 民 健 康 保 険 料

(令和 4年 4月 1日現在)

(1) 国民健康保険料の概要

(ア) 国民健康保険料・医療分

- 賦課の根拠 国民健康保険法第 76 条
野田市国民健康保険条例
- 賦課期日 4月1日(本算定6月)
- 納付義務者 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主
- 賦課方式 ①所得割 ②被保険者均等割 ③世帯別平等割 の合算額

□料額の算出方法

次の①～③の合計額が国民健康保険基礎賦課額(年額)となる。

① 所得割額	所得のある国保加入世帯員(被保険者)それぞれの前年の所得額から 43 万円を控除した合計金額に 5.55%を乗じた額
② 均等割額	国保加入者 1 人につき 8,400 円
③ 平等割額	1 世帯につき 24,600 円

□賦課限度額 65万円

□月割賦課 年度(4月1日～翌年3月31日)の中途において国民健康保険の加入脱退などの異動があった場合は、月割で計算した料金を賦課または減額する。その際、加入した月は賦課の対象となり、資格喪失(脱退)した月は賦課の対象とならない。
ただし、月の初日に資格喪失した場合は、前月の末日が喪失日となる。(社会保険加入のみ)

(イ) 国民健康保険料・後期高齢者支援金分

- 賦課の根拠 国民健康保険法第 76 条
野田市国民健康保険条例
- 賦課期日 4月1日(本算定6月)
- 納付義務者 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主
- 賦課方式 ①所得割 ②被保険者均等割 の合算額

□料額の算出方法

次の①～②の合計額が後期高齢者支援金等賦課額(年額)となる。

① 所得割額	所得のある国保加入世帯員(被保険者)それぞれの前年の所得額から 43 万円を控除した合計金額に 2.82%を乗じた額
② 均等割額	国保加入者 1 人につき 11,600 円

□賦課限度額 20万円

□月割賦課 年度（4月1日～翌年3月31日）の中途において国民健康保険の加入脱退などの異動があった場合は、月割で計算した料金を賦課または減額する。その際、加入した月は賦課の対象となり、資格喪失（脱退）した月は賦課の対象とならない。
ただし、月の初日に資格喪失した場合は、前月の末日が喪失日となる。（社会保険加入のみ）

(ウ) 国民健康保険料・介護分

賦課の根拠 国民健康保険法第76条
野田市国民健康保険条例

賦課期日 4月1日（本算定6月）

納付義務者 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主

賦課方式 ①所得割 ②被保険者均等割 の合算額

□料額の算出方法

次の①～②の合計額が介護納付金賦課額（年額）となる。

① 所得割額	所得のある国保加入の2号被保険者それぞれの前年の所得額から43万円を控除した合計金額に2.36%を乗じた額
② 均等割額	国保加入の介護2号被保険者1人につき12,600円

□賦課限度額 17万円

□月割賦課 年度（4月1日～翌年3月31日）の中途において国民健康保険の加入脱退などの異動があった場合は、月割で計算した料金を賦課または減額する。その際、加入した月は賦課の対象となり、資格喪失（脱退）した月は賦課の対象とならない。
ただし、月の初日に資格喪失した場合は、前月の末日が喪失日となる。（社会保険加入のみ）
また、年度（4月1日～翌年3月31日）の中途において40歳に到達したときはその月から賦課し、65歳に到達したときはその前月まで賦課する。

(エ) 国民健康保険料の軽減

□所得基準に基づく国民健康保険料の軽減

軽減区分	判定基準 (令和4年4月1日現在の世帯)	軽減される額			
		医療 均等割	医療 平等割	支援 均等割	介護 均等割
7割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円以下の世帯	5,880円	17,220円	8,120円	8,820円
5割軽減	43万円 + (28万5千円 × 国保加入者の数と旧国保被保険者数) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円以下の世帯	4,200円	12,300円	5,800円	6,300円
2割軽減	43万円 + (52万円 × 国保加入者の数と旧国保被保険者数) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円以下の世帯	1,680円	4,920円	2,320円	2,520円

※判定基準は、世帯主と国保加入者及び旧国保被保険者の令和3年分の総所得金額等

※軽減額は、平等割は1世帯あたり、均等割は1人あたりで計算します。

(オ) 国民健康保険料の納期

第1期	6月1日から同月末日まで	第6期	11月1日から同月末日まで
第2期	7月1日から同月末日まで	第7期	12月1日から同月25日まで
第3期	8月1日から同月末日まで	第8期	1月1日から同月末日まで
第4期	9月1日から同月末日まで	第9期	2月1日から同月末日まで
第5期	10月1日から同月末日まで	第10期	3月1日から同月末日まで

(カ) 国民健康保険料(税)・料(税)率の推移

□医療分

年度	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	賦課限度額	
					野田市	法定
平成3	5.2%	50.0%	9,750円	13,000円	42万円	44万円
4	5.2%	40.0%	9,750円	13,000円	44万円	46万円
5	5.2%	40.0%	9,750円	13,000円	46万円	50万円
6	5.2%	40.0%	9,750円	13,000円	48万円	50万円
7~8	7.2%	40.0%	13,500円	16,000円	52万円	52万円
9~18	7.4%	30.0%	17,500円	19,000円	53万円	53万円
19	8.2%	15.0%	21,500円	19,000円	56万円	56万円

20	6.45%	15.0%	15,500円	19,000円	47万円	47万円
21	6.66%	7.5%	18,600円	19,000円	47万円	47万円
22	7.16%	5.0%	26,200円	25,000円	50万円	50万円
23～26	7.16%	5.0%	26,200円	25,000円	51万円	51万円
27	7.16%	5.0%	26,200円	25,000円	52万円	52万円
28～29	7.16%	5.0%	26,200円	25,000円	54万円	54万円
30	5.50%		14,000円	34,000円	58万円	58万円
令和元	5.55%		10,800円	25,800円	61万円	61万円
2	5.55%		9,000円	24,600円	63万円	63万円
3	5.55%		8,400円	24,600円	63万円	63万円
4	5.55%		8,400円	24,600円	65万円	63万円

□後期高齢者支援金分

年度	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	賦課限度額	
					野田市	法定
平成21	1.80%		7,300円		12万円	12万円
22	1.84%		10,000円		13万円	13万円
23～25	1.84%		10,000円		14万円	14万円
26	1.84%		10,000円		16万円	16万円
27	1.84%		10,000円		17万円	17万円
28～29	1.84%		10,000円		19万円	19万円
30	2.75%		11,800円		19万円	19万円
令和元	2.90%		12,100円		19万円	19万円
2～3	2.82%		11,600円		19万円	19万円
4	2.82%		11,600円		20万円	20万円

□介護納付金分

年度	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	賦課限度額	
					野田市	法定
平成13	0.65%		5,770円		7万円	7万円
14	0.87%		7,700円		7万円	7万円
15～17	0.87%		7,700円		8万円	8万円
18	0.87%		7,700円		9万円	9万円
19～20	1.40%		11,500円		9万円	9万円
21	1.40%		11,500円		10万円	10万円
22	1.50%		12,200円		10万円	10万円
23～25	1.50%		12,200円		12万円	12万円

26	1.50%		12,200円		14万円	14万円
27～29	1.50%		12,200円		16万円	16万円
30	2.24%		13,300円		16万円	16万円
令和元	2.07%		11,900円		16万円	16万円
2～4	2.36%		12,600円		17万円	17万円

(2) 国民健康保険料(税)の徴収状況

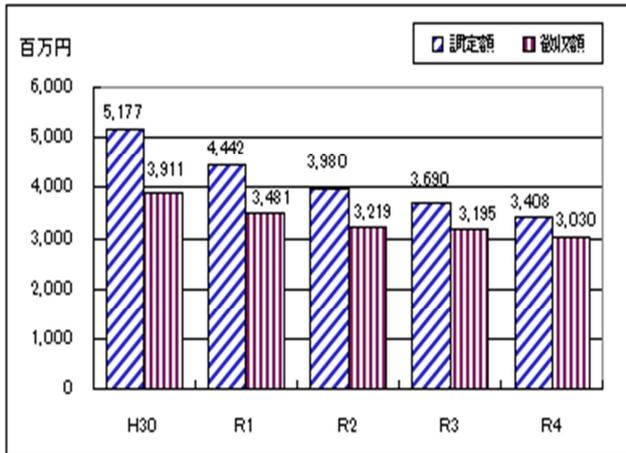
区 分		調定額(円)	徴収額(円)	不納欠損額(円)	徴収率 (%)	
30 年 度	一 般	現年度分	3,705,240,372	3,502,512,322	402,300	94.53
		滞納繰越分	1,471,564,970	408,247,978	154,504,680	27.74
		計	5,176,805,342	3,910,760,300	154,906,980	75.54
	退 職	現年度分	13,549,728	13,416,817	0	99.02
		滞納繰越分	21,899,792	9,813,355	2,868,686	44.81
		計	35,449,520	23,230,172	2,868,686	65.53
	計	現年度分	3,718,790,100	3,515,929,139	402,300	94.54
		滞納繰越分	1,493,464,762	418,061,333	157,373,366	27.99
		計	5,212,254,862	3,933,990,472	157,775,666	75.48
令和 元 年 度	一 般	現年度分	3,346,359,740	3,165,305,934	642,502	94.59
		滞納繰越分	1,095,816,959	315,608,706	84,363,622	28.80
		計	4,442,176,699	3,480,914,640	85,006,124	78.36
	退 職	現年度分	1,237,260	1,208,530	0	97.68
		滞納繰越分	9,356,433	2,100,253	2,128,099	22.45
		計	10,593,693	3,308,783	2,128,099	31.23
	計	現年度分	3,347,597,000	3,166,514,464	642,502	94.59
		滞納繰越分	1,105,173,392	317,708,959	86,491,721	28.75
		計	4,452,770,392	3,484,223,423	87,134,223	78.25
2 年 度	一 般	現年度分	3,118,633,488	2,989,233,315	348,700	95.85
		滞納繰越分	861,661,730	230,213,041	159,839,656	26.72
		計	3,980,295,218	3,219,446,356	160,188,356	80.88
	退 職	現年度分	312	312	0	100.00
		滞納繰越分	5,156,809	1,536,036	641,821	29.79
		計	5,157,121	1,536,348	641,821	29.79
	計	現年度分	3,118,633,800	2,989,233,627	348,700	95.85
		滞納繰越分	866,818,539	231,749,077	160,481,477	26.74
		計	3,985,452,339	3,220,982,704	160,830,177	80.82
3 年 度	一 般	現年度分	3,097,906,900	2,987,805,808	1,000,500	96.45
		滞納繰越分	592,587,706	207,026,371	99,666,562	34.94
		計	3,690,494,606	3,194,832,179	100,667,062	86.57
	退 職	現年度分	0	0	0	—
		滞納繰越分	2,978,952	670,915	713,093	22.52
		計	2,978,952	670,915	713,093	22.52
	計	現年度分	3,097,906,900	2,987,805,808	1,000,500	96.45
		滞納繰越分	595,566,658	207,697,286	100,379,655	34.87
		計	3,693,473,558	3,195,503,094	101,380,155	86.52
4	一 般	現年度分	3,021,108,000	2,901,655,012	341,300	96.05
		滞納繰越分	387,150,538	128,306,640	63,881,347	33.14

年 度	般 退 職	計	3,408,258,538	3,029,961,652	64,222,647	88.90
		現年度分	0	0	0	—
		滞納繰越分	1,594,944	844,656	35,197	52.96
	計	計	1,594,944	844,656	35,197	52.96
		現年度分	3,021,108,000	2,901,655,012	341,300	96.05
		滞納繰越分	388,745,482	129,151,296	63,916,544	33.22
	計	3,409,853,482	3,030,806,308	64,257,844	88.88	

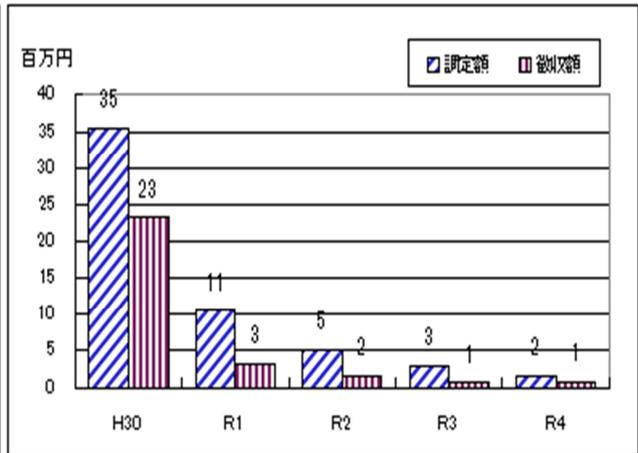
※徴収状況は、保険料と保険税の合計額を記載しています
(平成30年に保険税から保険料に変更)。

※徴収額は、還付未済額を除く

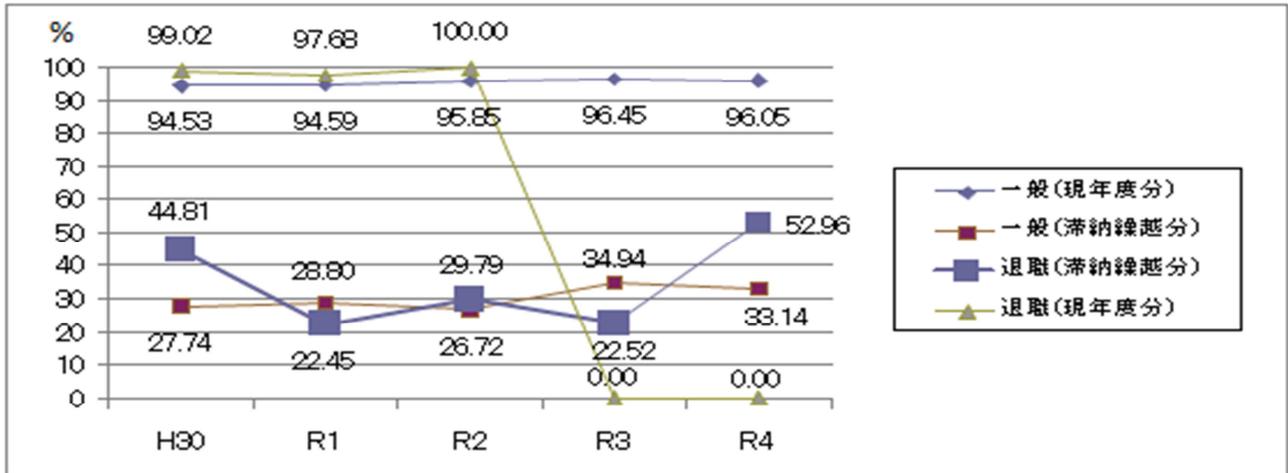
一般分徴収状況（現年度分+滞納繰越分）の推移



退職分徴収状況（現年度分+滞納繰越分）の推移



徴収率の推移

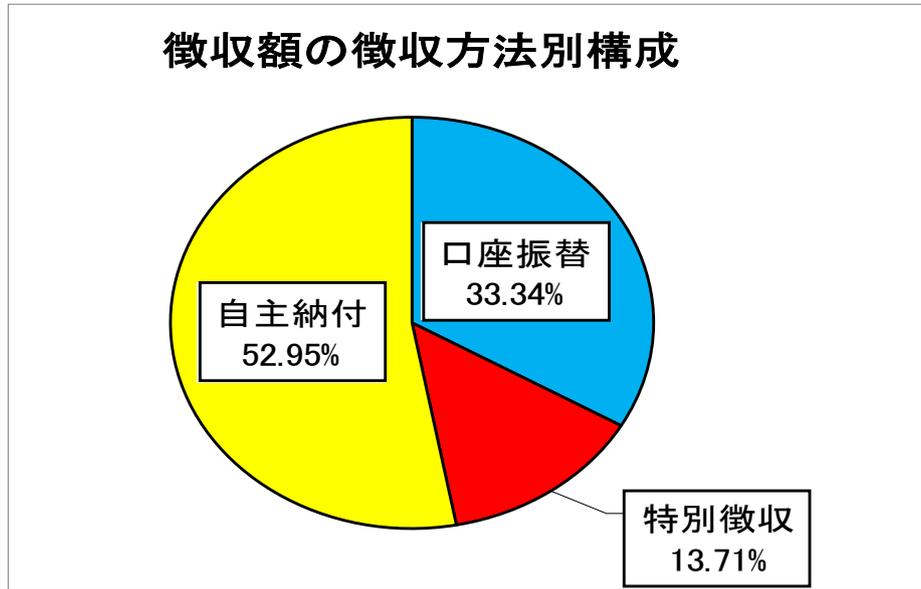


(3) 国民健康保険料の徴収方法別徴収状況

(令和4年度現年度賦課分、千円未満切捨て)

区分	口座振替	特別徴収	自主納付 (戸別徴収を含む)	計
世帯数(世帯)	5,843	5,510	16,425	27,778
調定額(千円)	995,678	397,865	1,627,565	3,021,108

徴収額 (千円)		967,456	397,865	1,536,334	2,901,655
徴収率 (%)		97.17	100.00	94.39	96.05
構成率	世帯数 (%)	21.03	19.84	59.13	100.00
	徴収額 (%)	33.34	13.71	52.95	100.00

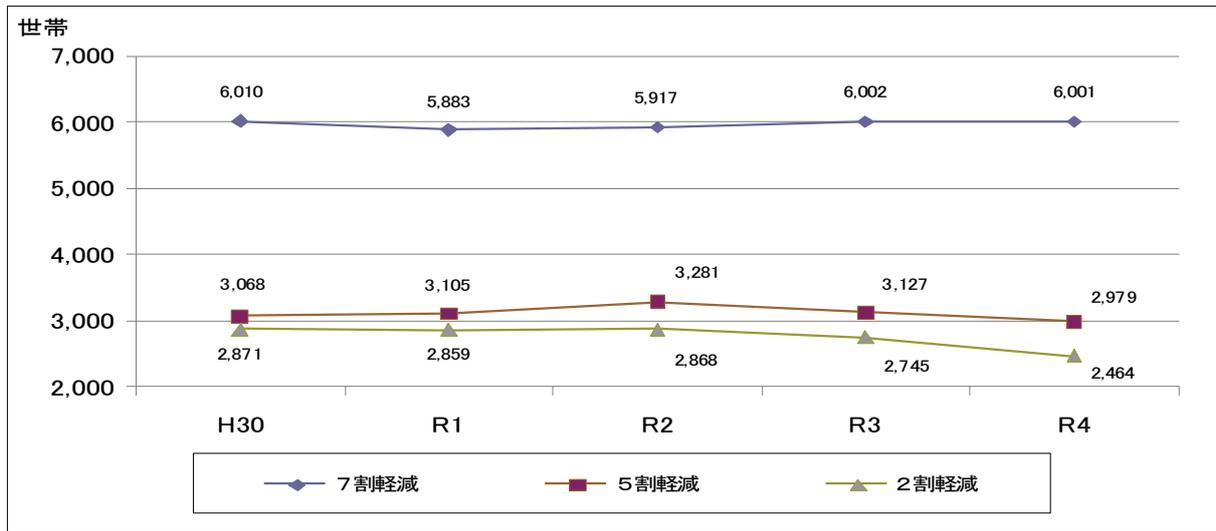


(4) 国民健康保険料(税)軽減世帯の推移

(年度末現在、単位：世帯、千円、人)

年 度	平 等 割					均 等 割					軽減額 合 計
	軽 減 世 帯 数				軽減額	軽 減 被 保 険 者 数				軽減額	
	7割	5割	2割	計		7割	5割	2割	計		
平成 30	6,010	3,068	2,871	11,949	204,174	8,061	5,605	5,471	19,137	133,552	337,726
令和 元	5,883	3,105	2,859	11,847	152,549	7,844	5,566	5,269	18,679	100,738	253,287
2	5,917	3,281	2,868	12,066	147,966	7,761	5,744	5,209	18,714	84,118	232,084
3	6,002	3,127	2,745	11,874	146,415	7,903	5,451	4,898	18,252	77,593	224,008
4	6,001	2,979	2,464	11,444	143,124	7,778	5,114	4,413	17,305	211,028	354,152

※課税状況調の基礎賦課分の数値による



(5) 国民健康保険料(税)応能応益割合の推移

(年度末現在、単位：%)

年 度	応 能 割			応 益 割		
	所 得 割	資 産 割	計	均 等 割	平 等 割	計
平成30 医	50.38	—	50.38	20.37	29.25	49.62
30 支	58.32	—	58.32	41.68	—	41.68
30 介	56.83	—	56.83	43.17	—	43.17
令和元 医	64.31	—	64.31	14.81	20.88	35.69
元 支	65.70	—	65.70	34.30	—	34.30
元 介	64.21	—	64.21	35.79	—	35.79
2 医	59.36	—	59.36	15.22	25.42	40.64
2 支	59.71	—	59.71	40.29	—	40.29
2 介	59.74	—	59.74	40.26	—	40.26
3 医	59.97	—	59.97	14.22	25.81	40.03
3 支	59.86	—	59.86	40.14	—	40.14
3 介	59.78	—	59.78	40.22	—	40.22
4 医	60.96	—	60.96	13.73	25.31	39.04
4 支	60.82	—	60.82	39.18	—	39.18
4 介	60.97	—	60.97	39.03	—	39.03

※算定額及び応能割額から限度超過額を差し引き算出

(6) 国民健康保険料(税)額と保険給付の推移

(ア) 医療分

(単位：円、%)

年 度	国 保 料 (税) 額				医 療 費 (保 険 給 付 額)			
	1世帯当たり	伸び率	1人当たり	伸び率	1世帯当たり	伸び率	1人当たり	伸び率
平成30	97,174	-22.4	58,986	-20.7	647,200	28.4	392,855	31.2
令和元	86,528	-11.0	53,733	-8.9	650,958	0.6	404,235	2.9
2	80,751	-6.7	51,030	-5.0	606,210	-6.9	383,090	-5.2
3	80,183	-0.7	51,392	0.7	633,099	4.4	405,772	5.9
4	80,837	0.8	52,460	2.1	652,207	3.0	423,260	4.3

◎国保料(税)額＝現年度の医療分調定額÷年間平均世帯数（年間平均被保険者数）

◎医療費＝（療養諸費保険者負担額（高額療養費含）＋医療費給付費納付金額）

÷年間平均世帯数（年間平均被保険者数）

(イ) 後期高齢者支援金分

(単位：円、%)

年 度	国 保 料 (税) 額		支 援 金	
	1人当たり	伸び率	1人当たり	伸び率
平成 30	24,899	31.2	30,166	-47.3
令和元	25,977	4.3	31,900	5.7
2	24,734	-4.8	29,617	-7.2
3	25,043	1.3	29,899	1.0
4	25,174	0.5	30,557	2.2

◎国保料(税)額＝現年度調定額÷年間平均被保険者数
◎支援金＝後期高齢者支援金等納付額÷年間平均被保険者数

(ウ) 介護納付金分

(単位：円、%)

年 度	国 保 料 (税) 額		介 護 納 付 金	
	1人当たり	伸び率	1人当たり	伸び率
平成 30	26,863	25.7	33,910	-50.2
令和元	24,861	-7.5	31,893	-5.9
2	26,631	7.1	33,051	3.6
3	27,260	2.4	41,039	24.2
4	27,461	0.7	40,252	-1.9

◎国保料(税)額＝現年度調定額÷年間平均第2号被保険者数
◎介護納付金＝介護納付金額÷年間平均第2号被保険者数

野 田 市 の 国 保
令和5年度版
(令和4年度実績)

令和6年3月発行

発行 野田市 市民生活部 国保年金課
〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1
TEL 04(7125)1111